

令和5年(2023年)第4回ニセコ町議会定例会

令和5年(2023年)6月14日(水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 議案第 13号 請負契約の締結について(公営住宅(中央団地6号棟)長寿命化型複合改善工事)
- 4 議案第 14号 請負契約の締結について(令和5年度市街地区配水管更新工事)
- 5 議案第 15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について
- 6 議案第 16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
- 7 議案第 17号 ニセコ町土地開発公社の解散について
- 8 議案第 18号 財産の取得について
- 9 議案第 19号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算
- 10 議案第 20号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 11 議員派遣の件について
- 12 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)

○出席議員(10名)

1番 高瀬 浩 樹	2番 大野 幹 哉
3番 高木 直 良	4番 榊 原 龍 弥
5番 前原 孝 植	6番 小松 弘 幸
7番 斉藤 うめ子	8番 木下 裕 三
9番 篠原 正 男	10番 青羽 雄 士

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	片 山 健 也
副 町 長	山 本 契 太
会 計 管 理 者	加 藤 紀 孝
総 務 課 長	福 村 一 広
防 災 専 門 官	青 田 康 二 郎
企 画 環 境 課 長	黒 瀧 敏 雄

税 務 課 長	鈴 木 健
町 民 生 活 課 長	富 永 匡
保 健 福 祉 課 長	桜 井 幸 則
農 政 課 長	中 川 博 視
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 浩 二
農 政 課 参 事	石 山 智
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	阿 部 信 幸
商 工 観 光 課 長	三 上 進
商 工 観 光 課 参 事	橋 本 啓 二
都 市 建 設 課 長	石 山 康 行
上 下 水 道 課 長	樋 口 範 幸
総 務 係 長	浅 井 理 登
財 政 係 長	片 岡 辰 三
教 育 長	淵 野 伸 隆
学 校 教 育 課 長	中 村 正 人
町 民 学 習 課 長	齊 藤 徹
こ だ も 未 来 課 長	三 橋 公 一
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	佐 竹 三 郎
代 表 監 査 委 員	荒 木 隆 志
農 業 委 員 会 会 長	

○出席事務局職員

事 務 局 長	高 瀬 達 矢
書 記	佐 藤 秀 美

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番、高木直良君、4番、榊原龍弥君を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（青羽雄士君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番、斉藤うめ子君。

○7番（斉藤うめ子君） おはようございます。7番、斉藤うめ子です。通告に従いまして、4件一般質問をさせていただきます。

1件目、学校給食の無償化に向けて。

今、全国で学校給食の無償化を進める自治体が増えてきています。給食費を完全無償化した自治体は254自治体に上がっています。全国の約1,600市区町村の3割が2020年度に給食費を無償化しています。これまでは、子どもの医療費無償化と同様に、過疎化や少子化対策として比較的人口の少ない数千人から5万人前後が大半の地方の自治体で実施されてきましたが、ロシアのウクライナ侵攻や円安に伴う物価高騰で、人口20万規模の市（青森市人口27万人）や都市部（東京都内の台東区、葛飾区、北区、品川区、荒川区、中央区、世田谷区、足立区など）では、臨時交付金を活用して無償化を実施しています。また、東京都葛飾区（46万人）、千葉縣市川市（49万人）は来年度から無償化を実施するとしています。全国でも北海道は学校給食の無償化が一番多く、既に51市町村に上がっています。内閣府は22年度から臨時交付金を学校給食の食材費などに使えると通達しています。給食費無償化に必要な財源は、全国で5,120億円という試算が、既にコロナ禍前の2016年に示されています。

ニセコ町の給食費の無償化について、教育長、教育長のお考えを伺います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、多くの自治体において、給食費の無償化について実施または検討している状況については承知してございます。給食の食材費は学校給食法により、学校給食費として保護者が負担するという規定となっております。本町では、毎年ニセコ町学校給食センター運営委員会で次年度の給食費単価を協議・答申いた

だき、その後ニセコ町教育委員会議で審議の上、町長が決定するという流れになってございます。本町の学校給食費の額は、令和5年度は合計で2,921万1,000円と予定してございます。また、令和5年度の学校給食の食材費の予算は3,792万8,000円でございます。この差額の871万7,000円を町で負担する予定でございます。この差額分は、地域の農産物の活用や食材費の値上がり分として、毎年町が負担しているものでございます。国が検討している小中学校の児童・生徒の学校給食費を無償化するには、毎年多額の食材費を一般財源で確保していく必要があります。教育にかかる保護者の負担軽減の一つとして、学校給食費を無償化することができれば望ましいものと考えてございます。本町としては、食材費が毎年値上げされてきている中、平成23年度から保護者の負担軽減を図ることを目的に、学校給食費の1食単価を現在まで据置きにできてきてございます。また、本町で実施している学校給食に関わる保護者負担軽減策として、就学援助制度による学校給食費の支給、さらには第三子以降の学校給食費免除により対応しているところでございます。さらに令和4年度には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て世代への生活支援として、町内の18歳以下のお子さん1人につき3万円の商品計を配布したところであり、この3万円の根拠は1か月分の学校給食費約5,000円の6か月分としたところでございます。ニセコ町で取り組んでいる学校給食費の保護者負担軽減策は、今後も継続して実施していきたいと考えておりますが、給食費の無償化については国の動向を見ながら、町の財政の見通しなども含めて検討してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。斉藤議員のご質問にお答えいたします。学校給食費の保護者負担軽減については、先ほど教育長から説明があったとおりでございます。現在、国では小中学校の給食の実施状況と学校給食費の無償化の現状について、各自治体の実態調査をする予定と聞いております。その調査の結果を踏まえ、学校給食費無償化に向けた課題の整理を行うとしており、給食費無償化の実施時期はまだ明確にされていないところでございます。日本国憲法は「義務教育はこれを無償とする」と記述をしております、学校給食費も当然のこととして無償化すべきものであると私は考えております。本町においては、長期的な財政負担の展望というものを見通しながら、今後の国の動向を踏まえ、教育委員会とも協議をして進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願をいたします。

○議長（青羽雄士君） 斉藤うめ子議員。

○7番（斉藤うめ子君） 町長、私は2018年ですね、3月議会で学校給食の無償化の実施について質問しました。その際に、町長はただいまおっしゃったように、日本国憲法第26条第2項を引用して「全ての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせると規定されており、義務教育はこれを無償とすると規定しています。本来義務教育は無償と考えています。義務教育に関わる経費は全て国が負担すべきものと考えております」と述べられて、それから「今後ともいろいろな場面を通じて、国に対して給食費の無償化を訴えてまいりたいと考えております」と答弁されています。その時点で、もう既に2017年現在で、全国の自治体の4分の1に相当する442自治体が給食費の全額補助・半額補助・一部補助を実施しています。隣の蘭越町でも半額補助をもう既に

始めていました。それから5年後の現在で、全体の30%に当たる自治体の子育て支援策として、医療費の無償化とともに給食費の無償化を実施しています。

そこで以下について質問します。町長の答弁の中にあるように、国に対して給食費の無償化を今までどのように訴えてこられたのか、町長に伺います。それから、また繰り返しになりますけれども、憲法には義務教育は無償である。教育の一環である給食の無償化は本来国の制度として完全無償化すべきではないかと思いますが、現在給食の無償化は各自治体が独自で行っており、隣の市町村は給食無償化を行っているのに自分たちの住んでいる町を行っていない。それも内容がばらばらで大きな格差が生じています。こうしたことがないように、国の制度として全国で完全無償化を実施すべきと考えますが、町長、教育長この現状をどのようにお考えでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでですね、私、提言実践首長会の共同代表でもありますし、勉強会を東京でやるために、国の各省庁の幹部クラスを呼んでの意見交換会や、国の制度の説明会等をやっています。文部科学省等の課長クラスの職員あるいは部長が来られたときについては、地域の実態を訴えて、国として無償化に踏み切るよう要請を日頃から行っているところでございます。国はこれまで三位一体改革の改革を含め、多くの補助交付金を地方交付税に振替える作業をやってきました。これについては廃止をするかわりに、地方交付税を面倒みますということを言ってきたんですね。地方交付税で自治体は、議員ご承知のとおり、昔20兆円を安定的に確保していました。今だいたい16兆円から17兆円です。いろんな補助交付金、例えば学校図書費をはじめ、いろんなものを自治体の地方交付税に入れておりますよって言ってきたんですね。それで補助交付金を減らしてきました。そして、地方交付税の総額自体は3兆円以上、多いときは4兆円減らしています。つまり、実額として地方自治体にはお金は来ていないんです。そういう実態をぜひご理解賜ればありがたいと思っております。

各自治体により給食費の動向に格差があることについては、私はやっぱり統一して、完全無償化にすべきだと思っています。子どもは地域や国の宝だって言いながら、今なお保護者負担がたくさんあります。我々は18歳までの医療費の無料化を完全実施してまいりましたし、これまで小中学校の副教材ですとか、様々な保護者負担でありました。それを相当数町負担に切替えて、保護者負担を軽減したところであります。議員おっしゃるとおり、できればやりたいです。今すぐでも完全無償化に踏み切りたい。しかし将来の財政負担、今はいい、3年後は分かりませんということはありませんので、その辺の将来見通しを立てて、できるだけ我が町も完全無償化に踏み切るよう努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） ただいま町長からも国へのそういった要望についてはご答弁いただいたと思いますけれども、教育委員会としてもやはり給食費が無償化されて、保護者負担が軽減されることは本当にありがたいことだし、そうあるべきだと思っております。ただ、昨年度も交付金を利用して半年分の無償化と実質対応したところでございますけれども、やはり他の町村分もそういった交付金を利用して踏み切ったというところも聞いてございます。将来的に持続可能な対応をしていくた

めには、やはり町のほうの財政の見通しも含め、現在国のほうでもそういった給食費の無償化に向けて検討もされているというところがございますので、その動向を踏まえ町のほうと調整しながら、委員会としても前向きに検討していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） どの自治体もですね、この給食費の無償化っていうのを、もう財源をどうやって捻出するかというのは、全部共通してるんですね。大きい自治体だから、お金持ちだからっていうことだけじゃなくて、大変な苦勞をしてるわけですけども、ニセコ町も児童生徒、0歳から18歳まで、800人少々の子どもたちです。そして、実際学校で、後でまた申し上げますけれども、人数が少ないこともあって、給食費を無償化する財源は2,500万ぐらい、私の試算ではそうなるんですけども、それは今ちょっと置いていて、今年の1月23日の教育委員会議録をちょっと見ました。そしたら、学校給食センター長が給食費の滞納について述べられているんです。これ平成27年、2015年度からありまして、滞納金は390万円ほど、件数にして60件近くあります。この60件近くは、就学援助制度を受けていない子どもたちが滞納してるんだと思うんです。で、現在、随時連絡をしてお金を回収したり、時効が成立してるものもあるので、時効援用内容の申し出をいただいて整理しているところですのでセンター長がおっしゃってます。給食費の徴収を法的にどう取り扱っていいのかという参考図書が給食センターには一切ないので、実務を行っていく上で不安な部分もあり、参考図書2冊購入したところだとあります。この2冊の参考図書、給食費滞納の解決方法として有効な方法が書かれてるのか、もし参考にすべき方法があれば教えていただきたいと思います。

この給食費が無償化されれば、給食費の滞納のこうした問題もなくなると思います。それと、貧困、これはニセコ町に限ったんじゃないでなくて全国的にですね、貧困世帯の子どもへの援助として就学援助があるんですけども、給食費などがその中で全額免除されますけれども、貧困層の中で就学援助を利用している世帯は6割にすぎないと言われてます。必要な人に届いていない現状があると記されているんですけども、就学援助っていうのは市区町村の制度で、申請しなければ受けられないわけです。それと収入基準が複雑で、受けられるかどうか分かりづらいということがあります。それから制度を知らない人もいます。対象であっても子どもが恥ずかしい思いをする、そういう援助を申請する、これは教育委員会が収入から何から全部調査するわけですね。これ適当かどうかということを調査するわけですから、そういうことで子どもが恥ずかしい思いするのではないかと申請をためらう人もいます。ですからニセコ町もどれだけいるか全く私もちょっと分かりませんが、申請の基準に相当しても申請しない人もいるのではないかなというふうに、考えられます。こうした現状から、給食費の無償化はやはり必要ではないかと思っています。

そこでですね、給食費の無償化を段階的にするという方法もあるのではないかなと思っています。これは一度始めたらやはり継続していかなくてはいけないという問題があると思います。お聞きしたいのは、ニセコ町では第三子から無料になってるんですけども、無料になっている人数と金額を教えてください。これ申請することになってるのですが、第三子がいても申請してないケースはあるのかなと思っています。いろんなニセコ町のを読んでみましたけれども、いろんなルールっていうか規則が複雑なこともあります。

それと、二つ目、もし第二子以降を無料にした場合、人数と金額はどのくらいになるのか。そしてそれぞれの予算に占める割合どう変化するのか。そこを伺いたいと思います。今年度の予算書では食材購入費は3,793万円と計上されていますけれども、これは職員も含めて全部入れた食材購入費なんですね。今年度の全児童生徒数は、行政報告にもありましたように498人、これ、小学校から高校生までなんですけれども、そうすると小学生は大体5,000円少々の給食費で、中学生になると6,000円台、そうすると単純に計算するとですね、この食材購入費というのは約2,500万円になると思います。繰り返しますけれども、この食材購入費っていうのは職員も関係者も一緒に食事しているので、それはお金払っていると聞いてますけれども、ですから単純に全児童生徒の食材費を計算すると2,500万円になるかなと私は見ておりますけれども、その点についてと、以上3点質問をさせていただきます。

○議長（青羽雄士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） 本日給食センター長、欠席させていただいておりますので、私のほうからお答えいたします。

まず就学援助の関係ですけれども、就学援助につきましては例年年度当初に全ての家庭の皆さんに周知をさせていただいております。私たちのほうでも制度についてはあるよということをきちっとこれからもお知らせしていきたいと思っておりますし、ホームページ等でも制度の内容について周知に努めているところでございます。

それからご質問の、第三子以降の給食費免除の実施状況については、教育行政報告の中でも報告させていただいたとおりでございます。今年度については35世帯の方からいただいております。決定児童数は33人、免除額については166万300円という状況でございます。申請した、していない人がいるのではないかという部分ですけれども、この第三子以降の免除につきましては可能な限り私どものほうで申請漏れがないか確認をして声掛けをさせていただいておりますので、基本的にはないと承知をしております。

それから第二子以降で行った場合どうなるかというところですが、これについては現在のところ試算したことがございませんので、正確な額についてはお答えすることができませんが、本年度の給食費収入については、議員ご承知のとおり2,921万の給食費の収入を見込んでいます。第二子となると、これの半分以上、半分程度は少なくとも必要な額になってくるのではないかなというふうに考えられます。

それから最後は食材費2,500万円ぐらいになるのではないかという部分ですけれども、単純に児童数掛ける給食費で徴収額を計算させていただくと、おおむねその額になるかと承知をしております。ただ、最初に教育長からも答弁させていただいたとおり、地域の農産物を活用するという観点ですとか、近年の食材費の値上がりの部分については、町が負担するという部分で対応しておりますので、給食を提供するためにかかっている食材の費用についてはトータルで3,793万円程度の額を予算措置しているという状況でございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○7番（斉藤うめ子君） 2件目に入ります。社会教育委員の報酬と人選は適切か。

社会教育委員の報酬は10人分、46万円を計上しておりますが、その活動の内容から年間一人約4万円の報酬は高過ぎるのではないかとの声が、これまでに複数の委員の中からありました。その年度にもより会議の回数は違いますが、平均して年2回程度となっております。年度によっては年1回から7回開催されることもあり、かなりばらつきがあります。年1回の委員会会議は約1時間から1時間半をめどに（特に1時間以内だったことも数度ありました）開催されます。委員の出席率は近年やっとなり様々な努力によって改善され、少し向上してきたように思いますが、約半数前後になっていることが多いようです。社会教育委員は独任制で各人がそれぞれの活動に独自に関わっていることが前提ですが、委員会会議の出欠にかかわらず自動的に報酬が振り込まれているのはなぜでしょうか。

そこで、以下について伺います。(1) 社会教育委員の報酬額を定めたその条例の根拠は何か。(2) ニセコ町以外の社会教育委員の報酬はいくらぐらいか。その活動内容をどのように把握しているか。

(3) 社会教育委員を選考する教育委員会は選考するに当たり、社会教育委員としての認識と自覚についてどのように把握しているのか。充て職が7割で、自動的に充てられているので仕方なく引受けざるを得ないケースもこれまでに報告されています。名義貸しや仕事でニセコ町にはまずほとんどいないというケースも数件ありました。(4) 社会教育委員は自主研修会をもっと基本に置くべきではないのでしょうか。(5) 社会教育委員には16歳から、大体高校生ぐらい年齢ですけれども、16歳からを対象に公募すべきではないのでしょうか。(6) ニセコ町のまちづくりの活性化のために、社会教育委員にこそ多様性が必要であり、同時にくじ引民主主義の手法を取り入れてはいかがでしょうか。教育長に伺います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。社会教育委員についてのご質問は、令和2年12月議会での一般質問でも斉藤議員から受けているところでございます。同じような回答になる部分もあるかと思っておりますけれども、ご承知おきをいただければと思います。

まず1点目の質問ですが、ニセコ町の非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例、第2条別表1により、委員長年額5万5,000円、委員年額4万5,000円となっております。ニセコ町では社会教育委員の報酬については、出席した会議のみに対して報酬を考えているものではなく、年間を通して社会教育委員がそれぞれに自己研さんすることなどを想定しているため、年額報酬としているものでございます。

2点目についてでございます。羊蹄山麓町村を調べてみましたが、年額の町がニセコ町のほかに1か所、委員長が年額5万円、委員が年額4万5,000円となっております。他の町村は日額で3,000円から4,500円程度となっております。また、他の団体の活動内容については、後志管内正副委員長研修会や北海道市町村社会教育委員長研修会、北海道社会教育研究大会などの各種大会等へ参加して情報を得ることや、全国社会教育委員連合で発行している機関誌社会教育情報などを購読し、活動の把握に努めているところでございます。機関紙社会教育情報は社会教育委員の皆様へも配付させていただいており、全国的な情報に触れていただきながら、日頃の活動の参考にさせていただいているというところでございます。

3つ目のご質問ですけれども、ニセコ町社会教育委員設置条例第2条で、委員は学校教育及び社会

教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱すると規定されてございます。学校教育分野、スポーツ分野、文化分野など各分野の方々より幅広くご意見並びにご助言・ご指導いただける方を委嘱させていただいております。また、公募で応募いただいている方は、社会教育に関心のある方が応募されているものと考えております。社会教育委員選考申込書の応募の動機やこれまでの活動などにより、候補者の認識と自覚などについて把握してございます。

4つ目の質問ですけれども、基本に置くべきはやはり本来の会議であり、年間3回程度を想定しております。自主研修等につきましては、社会教育委員の皆様からの要望などがあれば別途会議を開催し、研究・協議いただくことは必要であるというふうに考えてございます。

5つ目についてですけれども、今年のお公募から満18歳の方を要件としてございます。高校生については、子どもまちづくり委員会等への参加などを通してまちづくりに参加していただきたいと考えてございます。

6つ目についてですけれども、社会教育の推進にはスポーツ文化や芸術など幅広い分野にわたって協議することが求められております。そのため、様々な分野における有識者の皆様に参画いただくことが重要であると考えております。幅広い分野から有為な人材を集めるためには、一定程度充て職などにより委員を委嘱しているところでございます。その上で、公募制により様々なお立場の方が意欲的に応募いただき、幅広い考えや意見を聞くことができると考え、ニセコ町では以前より社会教育委員を公募しております。ちなみに、羊蹄山麓町村では、ニセコ町だけが社会教育委員の公募を全町民に対して広く行っており、今まで多くの皆さんにご参加いただいているところであります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） ただいまの教育長の答弁ですけれども、私この質問は本当に過去4年間にわたって、教育委員会、教育長、町民学習課の担当課長、係長と話を続けてきました。ですから想定内の答弁ではありますけれども、何ら変化はないですが、やはりこれは町民の皆さんにもこういう現状を知っていただくことが大事ではないかと思って、今回質問させていただきました。たくさん申し上げたいことはあるんですけれども、時間も限られてますのでかなりはしめますけれども、最初に申し上げたこの報酬と人選なんですけれども、報酬について、まず昨年7月にですね、札幌で社会教育研修会が開催されて出席しました。全道から集まりました。その席で、やはり充て職か公募かっていう話で、まだ充て職のほうが多いようです。会場では、いややっぱりこういうのは公募をしなきゃ駄目だねっていう方向になったんですけれども、これ会場160人出席してました。そこで報酬について、ちょっと定義したというか、どうなんでしょうかっていうことを申し上げたら、年間4万くらいってというのは、もうすごい驚きで会場にどよめきが走りました。そんなにもらってるのかっていうことだったんですけれども。これ大分前になりますけど、委員長になったばかりだったんですけれども、十勝で全道の社会教育会議があったとき参加しました。そこで委員長さんとかいろんな方と話し合っ、いろんなこと勉強になりました。それまではですね、こういうことがあるのかっていうことも、役場の方、教育委員会から委員長にはいったかいかないかも分かりませんが、かつて委員

長さんも参加してなかったと思います。一度だけ後志が担当の会場になったんですね。そのときは参加されたかもしれませんが、まずそういうことに参加していない、形はあるけれども。実際には全て教育委員会が段取りをしてやっているわけですから。しかし、社会教育委員というのは先ほども申し上げたように、独任制の組織なんです。ですから、各委員が独自でいろんなことをやって、こういうふうにしたらいんじゃないかって、今申し上げたいのはもっともっと各委員が自分たちの考え方で、社会教育って生まれてから死ぬまでの生涯教育とも言われてますけれども、学校教育を以外のものが全て含まれますから、今後この少子高齢化社会情勢から見て、社会教育委員の重要性はますます増してきているというふうに言われています。これは事実だと思います。ですから、社会教育士の資格だとか、そういうことが2年ぐらい前から始まりました。で、こんなことを聞かれたんですね、講演された方から。個別に連絡いただいて、委員会議はどういう構成でどういう形になってますかって言われたので、教育委員会と委員と一緒にテーブルに着いてますっていうふうに申し上げたら、それはいけませんっていうふうに言われました。やはり教育委員会は席を傍聴というか側において、社会教育委員が議論をする、そういう構成であるべきではないでしょうかっていうふうに言われたんですけれども、今まで経験もしなかったこと、社会教育委員というのは何かということを考えさせられることが次々出てきています。そして、ここにも書いてありますように、社会教育委員って何って、非常に漠然としてるのでとらえづらんですけれども、先ほど申し上げたように、人生生まれてから死ぬまで関わってくる社会教育ですね。社会教育っていうか生きていくために関わってくる生き方全てを含めてるので、非常に広範囲になってますけれども、それゆえに非常に大切な内容だと思っております。ですから、先ほど教育長がどういう人選をするかっていうこと、3番目のところですね、おっしゃってたと思うんですけれども、これは各教育委員会でいろんな改革をすることは可能なんです。独自在いろんなことをやっている事例を教えてくださいました。ですから、やはり教育委員会も社会教育委員に対して、もっと自主的に活動できるように、それからまた人選も幅広く、先ほどそういう規定があるっていうんですけど、規定はどこでもあるんですけど、それは各自治体の教育委員会でも規定は変更することは可能だと思っております。ですから、それを今後検討してはいかがかんと思っております。前後して申し訳ありません、先ほど報酬のことも伺ったんですけども、まず欠席する人がいないっていう答えが返ってきました。でも、ここの社会教育委員会議では欠席者が非常に多い。そしてその内容が、例えば欠席を連絡するとか、そういうことがなかったり、はっきり申し上げて社会教育委員って何なのって分からないうちに充て職で充てられてしまって、どうしたらいいの分からないっていうようなことも今までありましたので、そこのところを基本から学び直すことが必要ではないかなというふうに思っています。これ2015年なんですけれども、北海学園大学の内田先生に講師として来ていただいたことがあります。そのときは2年間ぐらい先生に来てもらって指導していただいたんですけど、その内容はとても良かったと思います。ですから、社会教育委員も教育委員会もそういう機会を社会教育に取り入れて、もう1回学習のし直しが必要ではないかなと私は思っています。まだ、いろいろありますけれども、質問し足りなかったところはまた次回を考えてます。よろしくお願ひします。

○議長（青羽雄士君） 町民学習課長。

○町民学習課長（中村正人君） ただいまの斉藤議員の質問にお答えしたいと思います。報酬については、議員おっしゃるとおり、市町村において差があったりいろいろありますので、今回山麓地区だけは調べてみたんですけども、もう少し他の市町村の状況も調べてみて、またその中で社会教育委員の皆様ともご意見いただきながら、今後検討していきたいと考えております。あと、会議の在り方ややり方や社会教育委員って何人とか、そういったものなんですけれども、今後北海道教育庁後志教育局の社会教育指導班の方に会議にお越しいただき、社会教育委員の役目や他の市町村の実例などを伺うなどして、社会教育委員の活動で勉強していければいいなと考えております。また、会議の出席率が昔は悪かったということで、斉藤議員からも様々な取組によって大分改善されてきたという話がありましたけれども、コロナでできなかった部分はあって、一昨年は一度しか開催できませんでした。そのときは全員出席、昨年は3回実施して78%、67%、67%の出席でした。事前に出席できる日を皆さんに一度確認して、その中でできるだけ多くの方が参加できる日を設定し、今やってきている状況です。会議が終わった後も、内容について来られなかった方には説明をしているところがあります。以上になります。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員のご質問にお答えします。斉藤議員には令和2年からいろいろと社会教育委員会会議の在り方、社会教育委員の報酬等についてご質問いただいたり、ご指導いただいたところがございます。私もその間、斉藤議員のお話を承って、いろいろ事務局、中村課長のほうからご報告いたしましたけれども、改善をしてきたところがございます。私自身も社会教育委員の皆様方には独任制の中で、それぞれが自己研さん、あるいは自己研修が必要であれば、どんどんそういうものを提案していただいて、具体的に取り組んでいただく、そういったことを支援してまいりたいと思っておりますので、今後ともそういった経過状況についてご注視いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） では、次の質問に移ってください。

○7番（斉藤うめ子君） 3件目に参ります。ニセコ高校の農業学科から総合学科への学科転換に向けて。

今年3月の定例会において、教育長の今年度の教育行政執行方針の中で「国際化するニセコ町の環境を最大限生かし、ニセコ高校の入学希望者を増やすために農業学科から総合学科への学科転換を図ります」とありました。一方、町民の方々から「ニセコ高校に農業科はなくなってしまうの？」という不安のほうも聞かれました。3年後の令和8年からスタートすると聞いておりますが、以下のことについて教育長に伺います。

- (1) 総合学科とどういう学科なのか。専門学科や普通科とどう違うのか。
- (2) 総合学科への転換で何が一番変わると思うか。
- (3) 道内に総合学科のある高校は。また、全国に総合学科のある学校はいくつぐらいあるのか。
- (4) 総合学科のある高校の規模と生徒数は、ニセコ高校とはどのように違うの。
- (5) 総合学科のメリットは何か。また、そのデメリットは何か。

以上伺います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。ニセコ高校は、令和8年度に農業課である緑地観光課から総合学科へ学科転換することとしております。1点目のご質問ですが、高校には国語や数学など共通科目を中心に学ぶ普通科と、農業・工業・商業などに関する専門教科を学ぶ専門学科、そして共通科目と専門教科にわたる幅広い選択科目の中から自分で科目を選択し学ぶ総合学科がございます。

2点目のご質問ですが、総合学科になると履修科目が大きく変わります。専門学科では専門科目の履修が25単位必要ですが、総合学科では産業社会と人間という原則履修科目以外は、生徒自身が将来を見据えた科目選択をすることができるようになります。これにより、これまで以上に生徒の多様な進路ニーズ、大学・短大等進学や就職、公務員などに対応した学びが展開できるようになると考えております。

3点目のご質問ですが、北海道内には公立18校、後志管内では余市紅志高校のみでございます。全国では令和2年のデータで378校でございます。

4点目のご質問ですが、北海道内の総合学科設置校の規模は、ニセコ高校と同じく1学年の生徒定員が40名の総合学科の高校は町立大空高校、町立剣淵高校、道立4校の計6校でございます。1学年生徒定員が80から160人の中規模校は道立8校、200人以上の大規模校は道立4校という状況でございます。小規模校は町村部に、大規模校は都市部に立地している状況でございます。

5点目のご質問ですが、総合学科のメリットは先ほども述べましたように、普通教科も専門教科も両方の科目を生徒の選択により学ぶことができるようになることとでございます。生徒の希望により履修科目を選ぶことにより、多様な進路実現につながるものと考えております。デメリットとしては、総合学科についての認知度がまだ低いという状況がございます。今後の生徒募集に当たっては、ニセコ高校で展開する総合学科の履修科目などについての詳しい情報を丁寧に発信し、認知度の向上に努めていきたいと考えてございます。以上でございます

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 今、教育長が総合学科のある学校を紹介されたんですけども、私も自分なりに調べたところ、私が調べた段階では18校ではなくて15校だったんですけども、それから全国で三百何十校、確実に増えているようなんです。この後志管内では余市の紅志高校がこの総合学科を取り入れているわけですけども、なかなかそうですね、この総合学科っていうのはもともとかなり歴史があるんですね。この総合学科というのは1994年、平成6年から導入され、全国に広がっていきました。教育の特色としては「幅広い選択科目の中から自分で選択して学ぶことが可能である」ということで、「生徒の個性を生かした主体的な学習を重視することができる。それから、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視することができる」とあるんですけども、実際に直接問合せたところもありますし、インターネットで調べたところもあるんですけども、この総合学科を取り入れている学校の規模というのはかなり大きいところ。それから、今おっしゃった大空高校とか剣淵高校とか、そういうところは生徒数が少ない。総合学科の考え方っていうのは非常に素晴らしいと思うんですけども、生徒数が少ないと選択科目がどれだけあるのか。大きい学校だったら例えば700人とか道内にもありますね、大きな学校があるんですけども、例え

旭川の南高等学校とか総合学科なんですけど生徒数700人。でも進学率も偏差値もものすごく高いんですね。そういう中では、生徒さんたちが履修する科目も選択肢も非常に多くて、そういうメリットがあります。ところが、生徒数が少ないとどこまで先生の人数の配置だとか、そういう問題も出てくるのではないかと考えています。例えば、これどうされるのかなと思って一つお聞きしたいんですけども、3年後にニセコ高校が総合学科に転換して、そして選択科目を自由に選択できるということになると、偏りが出てくる可能性もあると思うんですね。その課目をどういうふうにするのか、これから3年間かけてされるわけですけども、まだ決定してはいるわけではないですね、これから3年間いろいろ検討していかれると思うんですけども、大体履修する科目数をどういうふうにするのか、総合学科といってもどこまでできるのか。ニセコ高校の場合72人ですか、増えてきてますね。ほかの学校のことを聞いてみたら、例えば森高等学校なんかは87人だとか紅志高校84人っていうふうに直接伺ったんですけども、ニセコ高校とあまり違いがないように思います。その際に、生徒が仮に選択する科目に偏った場合、極端な場合ですよ。1人か2人しか選考しない、こっちは10人とか20人とかになった時の、そういうバランスとか、それをどういうふうにしていくのか。たとえ1人でも選択科目を履修した生徒のために教員を配置するのか。これからいろんな課題がたくさん出てくるかと思っておりますので、それはこの3年間で検討していかなければならないと思うんですけども、その中でこの総合学科のメリット、デメリットのことを伺いましたけれども、やはり小さい学校になると先生の負担がかなり厳しいようなんです。まずは、先生が大変だっていうようなことをおっしゃってました。そういう問題も考慮に入れながら学科転換を決めたわけですから、これからそういうふういろいろ検討されていくかと思っておりますけれども、後ほど高木議員がまた詳しく質問されるかと思っておりますけれども、現場の先生方の声とか、そういうこともじっくり検討していくことが必要ではないかなというふうに思っています。

それとですね、もう一つお聞きしたかったのは、最近パートナーシップに対する教育支援の協定を次々結んでますね。新聞とかでずっと出てくるんですけども、町長の行政報告の中でも高校と小樽商大との連携とか、それからいろんな高校や大学との連携をしているんですけど、これはあくまでもニセコ高校との関係を考えて、こういう協定を次々結んでいかれているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまのご質問についてお答えいたします。まず、規模感と教員の負担感というご質問いただきました。斉藤議員のご指摘のとおり、大規模校であればたくさんの先生がいて、たくさんの科目を選択できるという総合学科のメリットとしてよく言われてございます。先生方の配置については、総合学科になりますとほかの学校に比べて教職員定数が2人増ということで、通常の普通科の高校よりも教職員の定数がまず多くなるということがありますので、そういった定数増の先生方を有効活用していくということを考えてございます。それからもう一つ総合学科の特徴として、地域の皆さんですとか教員免許がない方についても、先生と同様に事業を行うことができることになっております。ですので、先生が全ての事業を行うということではなく、地域の方や今ご指摘いただいた大学の先生、そういったところも含めて様々な人材の皆さんにもご協力いただ

きながら、選択科目の設定をしていきたいと考えているところです。現在選択科目、履修の内容については、今年度から検討をスタートしてございます。議員ご指摘の選択の偏りですとか、そういった課題あると思いますので、そういった部分を含めて、今後しっかりと教育課程については詰めていきたいと考えてございます。

それから各大学とのパートナーシップ協定連携協定の関係です。現在主なところでいきますと、教育委員会が主管して結んでいるものとしては、北海道文教大学・札幌国際大学・小樽商科大学・麗澤大学など、ほかにもいろいろあるという状況です。大学にもよりますが、高校との連携以外にニセコ町のまちづくり全体としての連携協定を結んでいるところもありますので、必ずしも高校のみの活動についての協定という状況ではございません。ニセコ高校としては、今後高校生と大学生が交流することで、例えば大学での学びを高校生がイメージできるようになるですとか、それから大学の学びというのは高校と違って自らの課題を見つけて研究していくというのが大学の学びだと思んですけども、今後総合学科になる中で高校生にもそういった主体的に学ぶということが求められてくると思いますので、こういった大学のとの連携というのは高校としても活用したいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 全国にはどこでも、総合学科に切替えている高校もかなり出てきてますし、それからますます少子化が進んでいく中で、どこもどうやったら生徒数を増やすか、教育長も国際化するニセコ町の環境を最大に生かして、ニセコ高校の入学希望者を増やすためについていうふうにおっしゃってるんですけども、どこも思いは同じなので、そのバランスとか連携とかその辺りをどうされるのか、寮の問題、それから周辺高校との問題、課題はたくさんあるんですけども、一つ一つクリアしていかなくちゃいけないと思いますけれども、どのようにされていくのか、その辺のところもちょっと一言教えてください。うん。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 齊藤議員のご質問をお答えしたいと思います。新聞報道の枠10%、30%というのは現在検討中で、これまだ公にはなっておりません。実際学校としては、ニセコ町のこれからのありようを考えたときに、やはり町内全体でも多様化ということでいろんな人が来ていると。先ほど淵野課長のほうからもありましたけれども、大学生とかいろいろ連携協定を結んでいる中には、ニセコ町には大学がない中で大学生が来たり、そういう連携をすることによって、高校生のみならず小学生や中学生にも、そういった大学の学びとか間近に見られるということでそれも進めています。今後の在り方については、十分な検討、特に道外から来るとなれば寮の問題は今喫緊の課題として受け止めており、寮検討専門委員会でも同時並行で進めているところでございます。具体的に30%にしたとしても、ここ数年は現在の寮の入寮状況を踏まえて大丈夫ではないかというふうには考えています。ただ、どれだけ来るかっていうことは、実際蓋をあけてみないと分からないとございますけれども、幅広くそういった寮以外の受入れですとか、そういったことも含めて現在検討しているところです。議員ご指摘のような点も踏まえて、全体的に検討を進めていくということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○7番（斉藤うめ子君） ニセコ高校生にホストファミリーのような制度を。

ニセコ高校にはニセコ町外からの生徒数が近年増加している傾向にあります。生徒の出身中学校を見ると、特に今年度は海外からの生徒や道外から入学する生徒も見られます。これまで見られなかった新たな変化と受け止めます。ニセコ高校を選び入学してきた生徒さんたちが、高校生活はもとより学校以外の普段の日常生活でニセコライフを大いに楽しんでもらいたい。在学中も卒業後もニセコ高校を選んでよかったという思いを大切にしていきたい。そして機会があれば、またニセコ町に戻ってきていただきたいと心から願っております。そのためには、これからニセコ町の町民の皆さんをはじめ、地元の方々と直接触れ合う機会がどれだけあるのかで、その可能性が変わってくるのではないかと考えています。町内で開催される様々なイベントを通してのニセコ町と町民の皆さんと交流する機会もあると思いますが、家族の一員として迎え入れることも大切ではないかと考えています。これは一般的に考えられているホストファミリー制度とは違い、ニセコ町の家庭に機会があればお茶や食事に招いたり、一緒にその家庭の家族と過ごすことで親交を深めることが目的です。

そこで、ニセコ高校に新たな形での海外・道外・町外からの生徒を、希望によって受け入れるホストファミリー的な制度を設けてみてはいかがかと思いますが、教育長のお考えを伺います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。斉藤議員ご提案の生徒が町民の皆さんと様々な場で交流する機会を持つことは、生徒自身にとっても町民の皆さんにとっても望ましいことであると考えております。今後、ニセコ高校は全国からの生徒募集に力を入れていくことから、こうした地域の皆さんと一緒に生徒を見守り、育む活動について、各地の先進事例を学んだり、コミュニティスクール委員会において議論を深め、実現できるかどうかなどについて検討をしていきたいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） ぜひ、こういう制度を検討していただけたらなと思ってます。今年の入学の一覧を見ましたら、海外から2人、それから道外から3人入学しています。さっきの寮の問題とも絡んで、半数までいきませんが、かなりの方が寮を利用しなければ学校に入学できないという現状にあると思うんですね。その中で、今申し上げたようなホストファミリーのような制度をっていうことを提案してるんですけども、これ本当にボランティア登録みたいな形でね、受ける側ともっと気楽に交流できる機会を考えていただけたらなというふうに私は思っています。私自身も海外でこういう経験をしていて、ごく自然に受入れてきました。その家庭の事情によって年に1回になるかもしれないかもしれませんが、クリスマス会とかいろんな誕生会とか、1回、2回、もっと頻繁に交流する方もいらっしゃるかと思いますけれども、その内容についてはまたこれから検討をしていって充実させたいと思うんですけども、これ非常にニセコ町を身近に知ってもらうためにも、ここに書いて申し上げたように大切なことだと思うんですね。ですから、ぜひこの制度を進めていただけたらなと思ってます。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの質問にお答えいたします。議員からご提案いただいたホストファミリーのような制度ですけれども、教育委員会としても先ほど教育長から答弁させていただいたとおり、せっかくニセコに来たのであれば、高校3年間ニセコライフを地域の皆さんと一緒に楽しくてもらいたいという思いを私どもも持っておりますので、検討させていただきたいと思っております。現在教育委員会では、地域とともにある学校づくりということで、学校だけではなくて家庭の皆さん、地域の皆さんと一緒に地域全体で子どもを育む活動をしようということで、コミュニティスクールの制度を導入しコミュニティスクール委員会を設置しております。こういった場の中で、こういった制度について考えていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、小松弘幸君。

○6番（小松弘幸君） 6番、小松です。それでは通告に従いまして、一般質問させていただきます。団地の棟番号以外に棟名を検討できないか、ご質問いたします。

町内には中央団地をはじめ、本通A団地など9か所に世帯用の公営住宅が53棟あります。ほかに特定公共賃貸住宅として、世帯用のぞみ団地2棟、単身用1棟と本通A団地単身用1棟、そして町単独住宅単身用がコーポ有島に2棟あります。また町営プール付近に新団地2棟の建設も予定されています。町民はどの地域に団地があるのか、各団地の立地場所についてはおおむね理解していると思われま

す。現在各団地の棟は棟番号で表しており、1号棟2号棟、あるいはA棟B棟と表示されています。しかし、各団地の棟番号まで把握されていないのが現状でなかろうかと考えます。中央団地を例に挙げますと、中央地域には6棟あつて点在しています。団地への道案内を尋ねられた場合にも、6号棟がどの建物なのかも分からず、相手に的確な説明をなかなか伝えづらいのが実情です。

これを解決するためにも、棟番号のみでなく棟名を付け加えることが重要であり、道案内がスムーズになると考えます。これは中央団地だけでなく、ほかの団地にも言えることであり、これについて伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 小松議員のご質問にお答えいたします。ニセコ町の公営住宅は今から54年前の昭和44年に有島団地5棟の建設から始まり、平成10年のぞみ団地3号棟で建設が最後となっております。この間に建設された9か所の公営住宅の名称は、平成3年に建設された望羊団地がA棟からF棟のアルファベットでの名称となっており、それ以外の8か所の公営住宅は1号棟など棟ごとに数字をつけることになって、これまで進んでおります。これまで慣れ親しんでいた部分も相当ある

と思いますので、それをまた改めるっていうのはかえって混乱を招くことも想定されるのではないかと考えております。ただ、中央団地の5棟と6号棟には現在棟名の数字表示もなされていない状況でありますので、早急に棟名の表記をするということで改善をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 団地によって棟名、例えばですね、中央団地であれば樹木の名称。本通A団地は花といった親しみやすい名称を検討すべきです。表示場所、方法は建物の横ではなく、玄関のある建物正面上部にイラストや文字表示で誰にでも分かりやすい大きさのカッティングシール、あるいは軽量プレートの設置を考えていただきたいです。あくまでも建物の顔であり、表札としての表示なので、例えば住民票の住所を変更するだとか、そういった住所変更まで行う必要はないと考えます。ただいま町長のほうから混乱を招くというようなことを言われましたけれども、私はかえってこういう形をとったほうが分かりいいと思います。これについてお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 小松議員のご質問にお答えいたします。団地の棟名表記に関しまして、確かに今までの団地のように側面にあると、経年劣化で落下してしまう可能性があるのと、高いところに設置するということがコスト的にも経済的ではないので、プレート、もしくはシールのようなものを出入口付近に貼ることを前向きに考えていきたいと思っております。お時間をいただければと思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 棟名の名称については公募する方法もありますので、それも含めて検討すべきじゃないかなと考えます。これについて伺います。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） これまで、例えば中央団地何号棟というのが一般的に表記されて、たぶん宅配便とか郵便物もそういう形になっていると思いますので、それらすべてを公募によって見直して周知をしてということが現状で妥当かどうか、検討させていただきたいと思っております。かえって混乱を招くような気持ちでいるので、その辺部内の検討も含め、またご報告させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○6番（小松弘幸君） 議長、ちょっと追加でお願いしたいのですが。

○議長（青羽雄士君） 特別許します。

○6番（小松弘幸君） ただいま町長から、やはり混乱するのではないかというお話がありましたけれども、例えば宅配便のドライバー、初めてのドライバーだとそういったときに1号棟から何号棟って、例えば本通A団地なんか見てもなかなか分かりづらいんですね。伝票の中に、例えばカエデだとかサクラだとか、そういった名前をちょっと記入してるだけで、建物見たらサクラやカエデの文字があったりしたらすぐその場所が分かると思うんです。そういったことで僕は分かりいいんじゃないかなと判断してます。以上です。

○議長（青羽雄士君）

次に大野幹哉議員。

○2番（大野幹哉君） 2番、大野です。よろしくお願ひします。時期的にもう雪が解けた状態なんですけども、町道維持管理についてということでご質問いたします。

(1)町郊外地域の町道が、昭和40年後半から50年前半に町道拡幅工事、舗装工事が行われ、走行の安全確保を図るため、伸縮式の視線誘導標（デリネーター）が設置されていましたが、現在はその数が半数以上減少していると見受けられます。減少した大きな要因として、道路除雪により破損し、撤去されてきたものと考えますが、除雪事業者が加入している保険対応により、視線誘導標を修復することができないのか伺います。

(2)冬季間における夜間の除雪は、基本行わないことは承知しております。緊急搬送時に対応が遅れ、人命に関わることを心配しています。夜間における除雪について、委託事業者や消防との連絡体制がどのように行われているのか、また、吹きだまり箇所など、委託業者との情報共有方法についてご質問いたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの大野議員のご質問にお答えいたします。1つ目のご質問ですが、視線誘導標識（デリネーター）の設置状況についての把握は、過去のものについてはちょっと難しく、過去には除雪事業者が除雪の際にデリネーターを破損させた場合というのはあるのかもしれないです。これについては、破損の状況により保険の対象になる場合もあるとは伺っております。ただ、過去に接したものについては経年劣化により、撤去したままというのが多いのも実態と考えております。役場から毎年支給しているスノーポールというのがありますが、これは現在反射式のスノーポールとなっているため、一部竹ポールも相当ありましたが、極力これからは安全性の高いスノーポールに随時変更させていただきたいと考えております。

2つ目の救急搬送時の質問につきましては、毎年北海道小樽建設管理部と北海道開発局が主催する除雪連絡会がございまして、その会議は北海道警察も参加しており、緊急時には警察・消防・役場での連絡がとれるような連絡体制の確認を行ってきているところでございます。また、吹きだまりなどの危険箇所につきましても、役場において毎年除雪会議を開催しており、この場で情報共有を行っております。今後ともこうした安全対策に万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 今の答弁は理解いたしました。確かに除雪のデリネーター、表面にプラスチックが貼られていて、非常に経年劣化して壊れている部分というのも理解しています。ただ除雪事業者によって、例えば近藤方面の除雪事業者と、それこそニセコ地域、東山地区の事業者によって、その破損の状況が著しく違いが多いと私は認識しています。その辺、除雪委託業者にやはり役場から、町道ができてもう50年近く、そういった形になっているのも承知していますので、やはり構築物の破損については、保険でできるものは保険で修復してもらい、そういった形にしてもらいたい。予算の関係で竹ポールを使っているところは、ライトの光で反射しない。私も長年夜中から仕事に向かう通勤をしていまして、それが反射しないことによって非常に不安を感じて、今回の冬も2度ほど車が通

れない状態がありました。やはりそういったことで、夜間の除雪はしないのも分かりますけど、気象状況に応じては1台でも通れるような対策を委託業者と協議をしていただいて、道がふさがって救急車が来れない、それから警察に連絡がいて、それから消防、役場、そういった連絡体制で時間が費やして、人命に関わることをないように、そういった協議をしていただきたいと思います、その点についてお伺いたします。

○議長（青羽雄士君） 建設課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 大野議員のご質問にお答えいたします。まず一つ目ですが、視線誘導標やその他道路附属物の破損につきましては、除雪業者によって差がないように、壊したものについては厳正に対処して、原状復旧させるような指導を今後していきたいと思っております。

あと、救急搬送の件でご心配があるかと思うのですが、天気の良いという予報があるときには、現段階では除雪事業者4社あるんですけども、各社で数名ほど夜間に待機させている状況であります。大野議員の望むような本当に緊急な対応ができるかっていうのはちょっと難しいかもしれないんですが、そういうようなこともあるということで、除雪会議のほうで除雪業者には周知していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお伺いたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、3番、高木直良君。

○3番（高木直良君） 通告に従いまして、全部で3本ですが質問させていただきます。

最初の質問に入ります。地域交通の充実に向けた取組の具体化について。

5月に宿泊税の具体案が事業者説明会で示されました。その説明会資料において、税の使途の方針案が示され、その全体の45%、約1.1億円を地域内交通の充実に充てること、事業内容としては循環バスの運行の増便・増系統と・夏期運行等と示されており、空港連絡バス、デマンドバス強化、DX化が表記されております。口頭ではありますけども、説明会においてはタクシー対策問題についても示されました。

一方、昨年3月、北海道新幹線並行在来線対策協議会、第13回後志ブロック会議において、並行在来線の長万部・小樽間はバス方式という方向性が確認され、バス路線や運行ダイヤの検討を行う状況になっております。

以下の課題について所見を伺います。

- (1)宿泊税使途の地域内交通の充実の具体化に際しては、並行在来線バス方式検討の内容も含むべきと考えますが、いかがでしょうか。
- (2)使途に掲げております地域内の交通充実の目的には、このエリアに観光目的で訪れる方へのサービス向上という側面から、倶知安町との連携が欠かせないものと考えますが、どのように進める予定でしょうか。
- (3)上記課題の検討は、バス運転者不足問題など極めて困難な条件のもとで行うこととなりますが、どのような手順で行う予定かお示しいただきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

- (1)宿泊税の使途につきましては、地域内交通の充実ということで進めております。具体化に関しまし

ては、J R函館本線並行在来線、長万部・小樽間のバス転換の内容を含むべきという、今高木議員からのご意見でございますが、これらの宿泊税の使途においては地域内交通の充実ということでこれまでも説明し、そのように考えておりました、町内の循環バスの充実などについて説明をし、今後とも観光客の皆さんにご不便を特におかけしている地域内の連絡循環バスやタクシーなど公共交通の拡充に使途を充当してまいりたいと考えております。並行在来線の廃止に伴うバス転換につきましては、現在宿泊税を充当するという考えは持ってございません。並行在来線の廃止に伴うバス転換につきましては、宿泊税の使途とは別に、北海道新幹線並行在来線対策協議会の中で関係機関と協議をしてみたいと考えております。

(2) 倶知安町との連携が欠かせないのご指摘でございますが、まさにこのニセコエリアは訪れる観光客の皆さんにとって町の境界とは全く関係ないことでありますので、広域的な移動について考慮するというのは大変重要だと考えております。ニセコ地域での2次交通の改善充実につきましては、ニセコ観光圏協議会の中での取組事項でもあり、ニセコ観光圏協議会や公共交通の各種会議を通じて、エリア全体での議論を進めてまいりたいと考えております。

(3) 将来のバス運転士不足につきましては、大変大きな問題・課題であるというふうに認識をしております。今後バス事業者の意見をお伺いするとともに、免許取得に向けた、例えば支援策であるとか、他からの移住を含めた運転士の確保であるとか、そういったことも幅広く検討してまいりたいと考えております。今後も北海道新幹線並行在来線対策協議会であるブロック会議や幹事会、さらには国・北海道とも協議を踏まえて、これらについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） それでは(1)(2)(3)と分けておりましたので、(1)に関する答弁の再質問をさせていただきます。先ほどの答弁では宿泊税を使つての検討はしないというお話だったんですが、これは宿泊税の使途っていう問題ではありますけれども、ただ計画は地域のこと全体を考えなくちゃいけないと思っています。それで住んでいる者からしますと、あるいは訪れてくる方からしても、これは宿泊税で検討している、こちらは協議会で検討している、全然ばらばらでいいんだということにはならないと思うんですね。住んでいる方、訪れている方からすれば、今現在は在来線が走っていると。先ほどおっしゃったとおり、地域における問題点があつて、観光客も不便を感じているという時にですね、私は今後J Rがバス転換に進んでいくに当たつてのバス転換ですね、これバスを路線的に走らせるということになりますと、当然関係があるわけです。ですから、宿泊税を使つてのこの地域全体の検討に際して、当然J Rのバス転換の問題も含めた地域交通の在り方、これを検討するのは当然だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 地域交通全体を考えるっていうのはそれはもうそのとおりであります。現在のバス転換に当たっては、この並行在来線に関係するところで協議会を立ち上げて、その利便性をどうやって確保するかと議論をしています。そこにあらかじめ、我が町の宿泊税を導入しますつてことを、今の段階で言うような状況では私は全くないと思っています。個別具体的には今J R北海道が廃

止するに当たって、JRとしては地域についてどういう運用をしていただけますかっていうのを、北海道で協議を進めていますし、バス事業者と個別にそれぞれ話しています。ニセコ町全体としては、全体のどうするかっていうのは、当然全体の地域交通に関わることで、それは全体像としてやりますけど、そこに最初からこの部分は宿泊税を導入しますっていうことを、あらかじめ今から進めるという考えは持っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 今の件につきましてもう一度聞きますけれども、私が言っているのは宿泊税の税をそこに投入するということを言っているのではなくて、検討するに当たって地域全体を考えた移動手段、観光の方も住民の方も含めた移動について、それを総称して地域公共交通の検討というふうになるんだと思うんです。ですから、具体的に例えばその検討のための委託料をそこに当てるか当てないかっていう問題を言ってるんじゃないなくて、計画をつくるにあたってはそこまで見通してやらなければ、地域全体の改善にはつながらない。これは住民にとっても訪れる観光客、外から来る方も含めてですね、当然そこで宿泊税を使うにあたって分けて考えるわけではないんです。ですから、全体を最初から見通して検討すべきではないかというのが質問ですので、改めてお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 私が言っていることと同じことをおっしゃっているように私は感じます。やっぱり地域全体のことを考えて、並行在来線のバス転換はどうあるか、あるいは倶知安町のひらふ地区との交通をどうする、山と地域どうする、それからデマンドバスも今現状では対応できていないという状況がありますから、それに代わるものとしてどういう形がいいか、それはもう絶えず全体を俯瞰しながら決めていきたいと考えておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 高木議員の質問にお答えします。現在、地域公共交通計画というのをうちのほうで発注しております、その作業の中には一応人口の分布、あと地域の現状、その辺の課題の整理と、当然山線の鉄道の関係とか路線バス、デマンドバス、タクシー、その他交通機関全てにおいて、一応この委託業務の中でいろんな課題を検討していきたいと考えています。そして町民の移動ということで、町民のニーズですね、この関係についてどれだけの満足度や重要度があるのかということ、今回この計画を定めた中で基本的な方針や今後どういうふうにあるべきかということ、今回はしていきたいと考えておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木委員。

○3番（高木直良君） (2)の倶知安町との連携の再質問をさせていただきます。今回回答ありましたように、観光圏ということでニセコ観光圏という連携組織がございます。その下にニセコプロモーションボードが実行部隊といえますか、プラットフォームとして位置づけられています。これニセコ観光圏についてまとめている文書ございまして、そこにもプロモーションボードが位置づけられています。実際に行政として、圏域の観光協会や行政が連携して取り進めるというような文言も入っておりますけれども、このニセコプロモーションボードがこういった地域の連携、特に倶知安町、ニセコ

エリアってことで倶知安町の連携に機能するというふうに評価されてるかどうか伺います。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） プロモーションボードのミッション自体は名前のとおり、ニセコエリア全体の観光プロモーションを中心として連携をしながら、ニセコの情報発信をしていこうというような団体でございます。その中で現在、例えばスカイバスの運行をしておりますが、ニセコリゾート観光協会と倶知安観光協会との連携事業ということでやっております、もちろん補助金等を導入する場合はニセコ観光圏の事業として、北海道観光機構等に提出をさせていただいております。ただ、エリア全体の地域公共交通を進めるに当たっては、やっぱり両町で設けるそういった観光圏協議会、自治体としてやっているところが調整を図るのが今はベストではないかと考えておりますので、両町で協議をしながら、できるだけ住民の足の確保、それから観光客の足の確保、そして今現在なかなか行ったり来たりができづらいような状況ありますし、将来的に新幹線の倶知安駅が開業した場合は、多くの方がそこを使われる、ニセコへのアクセスはどうするかっていうのも当然広域的に検討してないかなければならない課題でありますので、これらのことも含めて倶知安町との連携、あるいは蘭越町との協議も進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） これまでもいろいろな点で、ニセコ観光圏が三町連携しながらということで、会議も開かれているということでもありますけども、実際になかなかその効力としてどうかと疑問に感じることもあります。特に先ほども紹介しましたけども、ニセコ観光圏の中にプロモーションボードは位置づけられているんですね。だから、プロモーションということでいろいろ発信をするということで役割を担っていると思いますけども、例えばプロモーションボードのほうのホームページに、冬季間のスキー場なりの移動手段についてのページがありました。その中でニセコユナイテッドシャトルとか花園シャトル、それから比羅夫ビレッジシャトル、もう一つローカルバスっていうページもございました。このローカルバスをあけてみると、倶知安町でつくったルートで、1ルートだけヒルトンまで来るコースも持っていました。時間も載っていました。しかしですね、今ニセコとして数年間になる冬季だけのニセコ周遊バスがございます。町内とスキー場を結ぶこういったせっかくのニセコ周遊バスについては記載がございませんでした。私は本来だったらプロモーションボードの役割として、こういった各スキー場、倶知安・ひらふ・花園、そしてニセコのほうまで全部の情報を載せるべきだったのではないかなと思っています。そういう意味で、ぜひ今後いろいろな地域交通の検討に当たって発信も含め、ぜひ改善すべきではないかと思っておりますので、その点についてのご意見を伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○商工観光課長（阿部信幸君） 高木議員の質問にお答えしたいと思います。確かにプロモーションボードのホームページを確認しましたところ、ニセコ周遊バスの記載がなかったということはおっしゃるとおりでございます。こちらにつきましては、連絡調整がうまくいってなかったという部分があるやに聞いておりますので、今後プロモーションボードのほうとの連携を強化していく中で周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 3点目の再質問に移ります。最近バス会社、道内においても、例えば経営者、幹部の方、それから整備士の方などを含めて、とにかく事務職であろうと大型2種免許取得をしてハンドルを握ってもらわないと運航ができないという状況が報じられているんですね。そのくらい深刻になってる。ところが5月28日の第16回後志ブロック会議、これはJRからバス転換の話ですが、そこにおいてもいろいろ議論があって、今後具体化するにあたってのバス会社との協議がようやくこれから始まるという段階なんです。ただ、この協議会にお集まりの各町長からも、やっぱりドライバー不足っていうのが現実課題として厳しいんじゃないかというご意見が出されています。それを報道する側、報道する側の一部ですけども、こういう報道があります。タイトル「悩めるドライバー不足、バス以外の選択肢も視野に」。それからもう一つ、道新は「会合ではバスの運転士不足への懸念が沿線市町から相次ぎ示された」というふうに報じられております。今、並行在来線を廃止してバス転換するという具体的な協議の入り口でありますけれども、もうこの先の実際バス事業者との交渉に当たってのハードルといいますか障害について、皆さん懸念しているという状況です。昨年3月はバス方式っていうのは、方向性を確認したというふうに議事録にはなっております。バス転換が決定という言葉は使われておりません。あくまでも方向性であるということで、現在ようやくバス事業者と具体的に協議を始めようという段階でありますけれども、のっけからこの運転士不足が大きな障害であるということがはっきりしてきております。こういう状況を踏まえたと、今後決定に至らないのではないかとというぐらい危惧を感じていまして、そうした場合、私の思いですけども、やっぱり鉄道の存続の可能性っていうのを検討しなければいけないんじゃないか、探求すべきじゃないかと私は個人的には思っております。その点についていかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 今、ご質問いただきましたけど、大変高木委員おっしゃるとおり、危機的な思いは皆さん共有してんじゃないかと思っています。現在都会でも、東京などでもこういった人材確保が全く困難というような状況でありますし、なかなか若い人も大型2種をとって、こういったものを担っていただけるような社会的な状況にないように聞いております。我々首長としては、これまでも国に対して、各関係省庁に日本国内での人材不足に関しては海外からの、働きやすい環境というもの緩和するような制度をお願いをしておりますが、今おっしゃったバス事業者との協議はこれからでありますので、その内容を我々もできるだけ早めにいただいて、検討の熟度を上げていきたいと考えております。ただ、あくまでも鉄道廃止の条件は利便性のマイナスにしないということの前提でバス転換とうたっておりますので、その辺をきちっと見極めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再々質問ですが、先ほどご紹介ありました公共交通政策のマスタープランとなる町の地域公共交通計画の作成、今年度の仕事として明記されております。今お話になっているように、バスの運転手不足に加えてタクシーの運転士さんも本当に足りなくて、実際大変な問題になっているということで、会議も持たれているというふうに聞いております。それで、先ほどの宿泊税を

使っての地域公共交通の検討もそうですし、それも含めた地域公共交通計画を今年マスタープランとしてつくるわけですね。それに当たって、この運転士不足の展望が開けなければ、この公共交通計画、いくら時間を増やすとか台数を増やすとかいっても、絵に描いた餅になってしまう。それで先ほど町長からもお話ありました、例えば運転士さんに移住してもらおうっていうようなお話もありましたけれども、そういったことも本当に可能となる、ちょっとは可能性を見いだしてるのかどうか、その点について改めて現段階の認識をお聞きいたします。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 高木議員の再々質問にお答えしたいと思います。先ほども町長から説明があったように、何らかの支援という形をまずとりたいということと、それは2種免許の補助とか、こちらに家族で連れてきてバスの運転士になってもらうとか、まずそういうことの支援考えたいということ、この地域公共計画の中で委員さんからも様々なお話をいただきながら、どうしたらいいかというのを具体的にまずお示しして、皆さんにもその話をしていきたいなと思っています。タクシー事業者についても同じように、今大変不足しているということが、この辺、ニセコもそうだし倶知安もそういう状況だと聞いています。ここ数回、タクシー運転手の関係で、全国のタクシー協会、あと北海道のタクシー協会の会長も来て、どうしたらいいかということをいろいろとアドバイスをいただいています。タクシーの話だけになります、今考えられるのは、まずはタクシーの運転手が住むところを何とか手配できないかということで、町も今相談に乗っています。それとあと営業所を含め、どういうところに営業所を構えたらいいかということも、町として一緒に考えていきたいという話もしている状況です。バス、タクシー、デマンドバス、あらゆる交通手段について、全て地域公共交通計画の中で委員の皆様と、今発注している委託先の事業者等を含め、特に北海道の関係機関といろいろと調整しながら、一番いい方法を考えていきたいと思っておりますので、理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午前12時55分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けてください。

高木直良君。

○3番（高木直良君） 2つ目の質問です。ニセコ高校の学科転換の在り方について。

教育長は3月議会の「2023年の執行方針」報告において、ニセコ高校について「入学希望者を増やすために、農業学科から総合学科への学科転換を図る。今年度は総合学科設置に伴う系列の整理とカリキュラムの検討に入ります。また、老朽化した現在の高校寮、希望ヶ丘寮についても、遠距離からの入学希望者生徒や地域と住民が交流できる新たな視点を持つ寮の計画も進めます」と報告しております。この学科転換に関連して以下お尋ねしたいと思えます。

(1)これまでの「ニセコ高等学校魅力化検討委員会」など、学科転換を検討する場に現場の教師が関わっていない状況ですが、今後「教育課程検討」などの場に参加してもらうことは重要だと思いますが、いかがでしょうか。

(2)今後の転換計画では寮の建替え、寮生の増員、大学との連携による大学生が入ることも想定しております。これらについて町民の理解や連携が重要と考えますが、これをどのように進める予定でしょうか。

(3)現行の「農業後継者と観光産業に係る人材の育成を目指すハイブリッド教育構想」によって「緑地観光課」をこれまで進めてまいりましたが、その教育成果や地域とのつながりをどうするか、また、農業施設、農業クラブなどの活動は今後どのような形で継承する予定かお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 高木議員のご質問にお答えいたします。1点目のご質問についてですが、ニセコ高校魅力化検討委員会にはニセコ高校からは校長が参加しているところであり、校内の教職員の意見を踏まえていると考えております。令和5年度から総合学科における教育課程検討のために設置される教育課程検討専門委員会には、ニセコ高校の教務担当の教職員が直接参加するほか、今年度予定をしている先進事例の視察研修には一般の教職員も参加する予定となっております。また、ニセコ高校内に教職員有志で設置している新ニセコ高校検討委員会では、魅力化に向けた様々なアイデアを出し合っていると聞いております。一般の教職員を含め、全ての教職員が自分事として、新しい学校づくりに関わることが重要であると考えております。

2点目のご質問ですが、新しい寮の整備については、これまでもまちづくり町民講座においてワークショップを行うなど、寮に住む生徒自身の意見や町民の皆さんの意見を反映してきたところがございます。今年度は教育委員会において、寮整備に向けた基本計画を策定し、建設場所の選定や建物整備の方針やイメージを固めていくこととしております。基本計画策定に当たっては、寮検討専門委員会をはじめ、生徒や保護者、まちづくり町民講座での町民の皆さんからの意見聴取などを行い、基本計画に反映していきたいと考えているところでございます。

3点目のご質問ですが、ハイブリッド構想に基づく緑地観光課の設置は、農業後継者の育成や観光の担い手育成に一定の成果を上げてきたところと考えております。少子化や農業後継者の減少という時代の流れもあり、近年は定員を充足できていない状況となっていることから、新しい学びの形態である総合学科への学科転換を行います。これまでの教育成果を引継ぎ、発展させていきたいと考えているところでございます。農場やハウスなどの農業施設や農業クラブでの活動のノウハウは、総合学科のもとで行う地域課題探求活動に生かしていきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再質問に移ります。先ほど検討委員会には校長が、一応教員の現場の声を踏まえて参加されているというお話でした。私は高校を大きく変えていくというときに、やはり現場で一番生徒と接触をして、生徒の気持ちだとか置かれてる状態などを把握されているのは、現場の教師一人一人だと思います。そういう意味で、間接的な、もちろん意見を聞きながら反映するという方法

もあるかと思うんですけれども、やはりもっと直接的に現場で感じていること、それから現場で感じている先生の気持ちであると同時に、生徒たちの思いだとか状況も、これからの新しい学科転換に当たり反映するっていうのは非常に大事だなと私は感じているところです。内部で既に有志の間で、新ニセコ高校ですか、そういったものも検討されているということなので、それはそれで大事だと思います。引き続き総合化に移行していくということは、現場でも、私この間、校長先生と現場の先生からもちょっとお話を伺ったんですけども、やっぱり現場としても今の農業を基本とした単位が制限、当然単位数が必須であります。ただほかのことももっとやりたいときに学科転換で選択が増えるというのは、現場の教師としても、あるいは教師を通じて感じている生徒たちの思いの中にも、今後の進路をやっていく上で、学科転換による選択の範囲が広まることについては、非常に前向きに捉えていただいているなど感じました。その上で、やはりそういう今まで接触している範囲の生徒たちの気持ち、あるいは先生の気持ちをもうちょっとよりよく反映するための場の設定、今までのものは今までのもので大事だと思いますけれども、今後いよいよ具体的なカリキュラムだとか系列を決めていかなくちゃいけないというときに大事だなと思いますので、改めてその点についてお伺いします。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 具体的に今の教育課程、今議員ご指摘のように、これまで農業学科ではアグリフードコースとグローバル観光コースというコース制でやっていたところ、総合学科にしたということで、コースのようなものが系列という名称が変わって、現在のところは2プラス1ぐらいを考えています。具体的に展開するため、先生方具体的に考えていただいている、特に教育課程そのものについては、現場の先生方あるいは生徒の実態を踏まえて、中には具体的にアンケートをとったりすることもあるかと思えますけれども、今年から校長先生が変わり、全職員との面談を行う中でそういった改革についての思いや意見を忌憚なく聞いて、具体的に進めていると把握しているところでございます。具体的に学校が考えたことを、教育委員会としても支援できるような体制を組むという意味では、先生方や生徒から直接聞く場は大切だと考えておりますので、今後ともそういったことを踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（青羽雄士君） 高木委員。

○3番（高木直良君） 2項目の再質問をさせていただきます。今までも確かに、私も参加したんですが、町民講座でこの学科転換に向けての考え方についてはその場では伝えていただきました。ただ、やはり先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、一定の転換についての不安ですね、これまでこうやってきたのにどうしてとか、そういう思いを持つ方もいらっしゃるやいなや、やはりなぜ転換方向を選ぶのか、どういうことを目指しているのかということをもっともっとよく伝える必要があると思っています。今後、まちづくり講座や広報紙、こういったリーフレットのような多様な手段で、ぜひとも町民の皆さんにご理解していただき、支えていただくことが大事だと思っています。この間、校長先生とお話ししたときに「着任したばかりではございますけれども、一言で言うと地域に開かれた高校にしていきたい、学校にしていきたい」というようなことを強くおっしゃってました。そういった地域に開かれていくっていうのは、今までもいろんなイベントや苗の販売などいろんなことでやられてきたと思います。しかし、この転換に当たって、さらに理解をしていただくための手

法について、何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再質問についてお答えいたします。高校の学科転換について、これまで以上に説明を果たしていかなければいけないというのは、私たちもそのように思っていますので、まちづくり町民講座を初め、広報ですとかいろいろな機会を通じて、高校の学科転換で目指すものについてご説明をしていきたいと考えております。また、高校自身も様々な場面で学科転換、高校が変わっていくところを皆さんに知ってもらいたいという思いを持っておりまして、今年度からいろいろなSNS、フェイスブックですとかインスタグラムですとかノートというようなものとか、そういったものを校長先生も先頭に立たれながら情報発信の強化に努められております。また、今年度7月には学校祭を予定しておりますけれども、ここ数年はコロナの関係で高校の生徒だけという閉じられた学校祭であったということも含めまして、今年度からはもっともっと地域の皆さんに参加いただけるような学校祭にしていきたいということで、生徒も一緒になって町民の皆さんが楽しめるイベントを今企画していると聞いております。そういった機会を通じて、ニセコ高校のことをもっと知っていただけるよう教育委員会としても支援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 3点目の再質問させていただきます。これまでのいわゆるハイブリットと言われる教育構想によって、緑地観光課ということで進めてきたと。そういう中のいろんな成果について先程ご答弁ありましたけれども、これを継承して、承継してということが、私も非常に大事だと思っております。その中でも特に地域との交流の場は結構それなりにあったと。一番私も楽しみにしていたのは苗の販売などがあります。そこで接客というほど大げさじゃないにしても、地域の皆さんとの交流の場にもなっていたなど。それから、農家さんのところに実際に行って実習をされてきたとか、そういった非常に現場に近い地域に近い形で教育されてきたことについて、非常に大きな財産だと思っております。こういった財産、科目が増えたり総合学科に転換することによって変化が起きると思いますけれども、引き続きこういった、特に地域とのかかわりを重視していくということについて、どのような新たな地域との関わりを構想されているかお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再質問についてお答えいたします。先ほど教育長からも答弁させていただいたとおり、ハイブリッド構想に基づく緑地観光課の中での教育成果については、これまでの蓄積を生かしていきたいと考えているところです。今後総合学科の中では、地域のことを学ぶ地域課題研究といった活動が一つの柱になってくると考えておりますので、そういった場面で地域の人材の方に教育活動の中に入っていただいたりということで、これまでの緑地観光課の中で学んできた人が、また再び高校の教育に関わっていただくですとか、そういったことも含めて今後の教育課程検討の中で検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 今の点で改めて私として感じていることは、先ほど小さな学校だと人口の多

いところと比べれば科目が減るんじゃないかということや、それを担う担い手の人材、教師を増やすことは簡単にはできないという懸念の質問もあったと思います。その答弁の中でおっしゃっていたように、教員免許がなくても地域の方が一時的にいいですか、限定的でありますけども教師として役割を果たすことができるようなことは紹介されました。今までは特に地元農家さんとの関係すごく強かったと思うんですが、今後学科転換によって、例えばアート系の科目を取りたいといったような要望があった場合、この地域には非常に多くの地元のアート作家さんがいらっしゃいます。それから、この地域で観光にも関わるネイチャーガイドさんといった方たちもいると思います。また、何よりも海外から来て在住されている住民の方もいらっしゃるということで、そういった新たな形での地域交流、あるいは学科編成の中での生かし方も私は可能性が高いと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 議員ご指摘のように、ニセコ町においては本当に観光・農業、それからアート系など幅広い多様な人材がいらっしゃいます。そういった人材を非常勤特別講師という枠で、教員免許がなかったとしても活用していくというようなことを積極的にやって、それがニセコ高校の特色になっていくと考えています。そういう中で、やはりこれまでの蓄積を踏まえながら、そして新たな総合学科の中で新しい展開もやっていくということで、令和8年からの開設に向けて、今年度は特に教育の中身、教育課程をつくり上げるというときになりますので、その点は十分に配慮しながら検討しながら、できるだけ地域の人材活用、そして地域の特色・強みを生かせるような学校改革を目指していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（青羽雄士君） 次の質問お願ひします。

○3番（高木直良君） 3つ目の質問であります。リゾート開発の総量規制等の検討について。

昨年の9月議会で同課題の一般質問をいたしましたけれども、それに対する町長答弁を要約すると、「土地の所有者の財産権にも関わり、海外の法制度と日本の法制度は相当違っている」「現在の総量規制は公害関係、あるいは公衆衛生関係のみではないか」と。怖いと。その一方で新たな問題としては、「京都では宿泊の部屋数をオーバーツーリズムの関係で議論中」であるとか「基本的な考え方同じ」、「相当ハードルが高いので、今後さらに検討してみたい」などのご回答をいただきました。

町長はこの2023年度執行方針の報告において、「D S T C基準に即した持続可能な観光地域づくり」、「秩序ある開発への誘導」、「環境負荷の低減と地域の活性化の両立を目指す」などを明言されております。また、倶知安町では、新たな開発規制をこの10月から実施しようということで案が示されております。これらを踏まえて、以下についてお尋ねいたします。

(1)倶知安町が新たな開発規制を検討してきた経過とその内容について、どのように評価しているでしょうか。

(2)昨年9月の答弁や今年度の執行方針、そして倶知安町の状況を踏まえ、今後の開発規制検討の見通しについて明らかにしていただきたい。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。まず1点目のご質問です

が、倶知安町では宿泊施設の建設が急速に進む中、観光地としての質を確保するため、ホテル建設などの大規模開発への制限や一部エリアでの開発敷地面積を広げて、緑地を確保しようとするなどなどの取組が進んでおります。このことは、ニセコエリア全体にとっても大変好ましいことと評価をしているところでございます。

2点目のご質問につきましては、現在進めている建築ガイドラインの今年度中の策定に努めるとともに、ガイドラインを有効に運用するため景観条例の一部見直しも行い、ニセコ町の自然環境資源との調和を図りつつ、持続可能な質の高い観光地を目指していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木委員。

○3番（高木直良君） 再質問させていただきます。倶知安の開発規制の方向性については、おおむね肯定されたというふうに思います。私は以下の点でこの倶知安町の取組について評価したいと思っております。一つは、これまでの主ヒラフエリアの開発の経過も踏まえて、投資や開発の性格を年代区分としてどんな特徴があるかということをも3つに分けてとらえています。それで2つ目の区切りとしては、2012年頃からアジア系の宿泊需要が増えて、施設の大型化や開発エリアの拡大が増えてきた時期、これを一言で言うと「不穏」と位置づけて書いています。それから、次に2017年頃から現在、これを好調な買手市場により、さらに外側へ大規模で投資益の大きな開発も進む、言葉で言うと「危機」という言葉を使っています。「危機」の時期に変化している。そういった開発、あるいは資本投下の変化をきちっと分析していいですか、特徴づけています。このことが私は今回非常に評価いたします。その上で、観光客に対するサービスの質や開発がどんどん広がっていくスプロール化、これを何とか手だてをしなければいけないと。だから、認識をきちっとした上で手を打つという位置づけがはっきりしている。

二つ目としては、その上で景観地区、ニセコ町にもありますが、その一部分を新たに保全地区というふうに位置づけて、これを設定したわけです。景観地区全部じゃありません。景観地区の一部を新たに保全地区と位置づけて、最低面積を1,000㎡以上に統一するとか、高さ制限を13mに統一、13mというのは「森に埋もれ森と一体化」というコメントがありました。それから樹林地率、これは建築予定の敷地面積のうちの樹林地率、水平投影による残存森林及び造成の森林、それを50%というふうに明記しております。そして私がこの点が気を使っているなと思うのは、その上で最低敷地面積、今は1,000㎡以上というふうにしておりますけれども、その場合の例外として農家施設や農家住宅を除くと明記しております。私はこういった点を積極的に評価したいと思っておりますけれども、これについて町長のお考えあれば示していただきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 先ほど申しましたように、倶知安町の景観の取組につきましては、地域全体にとっても大変良好でいいものと思っておりますし、今後適正なこういったものが執行されていくと、地域全体の環境にも良い影響が進むのではないかと考えているところであります。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 2項目について質問させていただきます。ニセコ町においても、景観条例と

合わせて景観地区とか準都市計画とかっていうのを決めて景観地区の指定をして、特定用途制限地域指定も行い数値による規制の運用しています。こういった努力、そして町長がおっしゃっている持続可能な観光とか秩序ある開発、開発負荷低減ということでこれを本当に進めようと、あるいは倶知安町の評価も今ありましたように進めていくということでならば、今ある規制をもう少し、例えば開発計画も最近拡大してますよね、景観地区も指定されておりますけれども、最低敷地面積や建ぺい率、高さ制限、緑化率、これ数値規制になっておりますが、これをいわゆる強化するという方向で見直す。そういう時期に来てるのでないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 景観条例につきましては、ガイドラインに基づいて一部見直しをする方向にあります。ただ、私たちの町自体は2001年、その3年ぐらい前から環境基本計画をつくろうということで、やっぱり環境のまちはどうあるべきかという議論をしたときに、その中で景観の話合いもしました。今も変わっておりませんが、景観法に基づいて一律で全町を規制する状況はニセコ町にはない、それは地域によって波状傾斜でありますので、低みにあっても高台があったり、いろんな地域ごとのバリエーションがあると。それと何より大規模に空白地帯があるわけではなくて、皆さんの住民の暮らしがそこにあると。そうすると、住民の暮らしを第一に物事を決めていかななくてはならないということを、当時総合的に勘案をしました。景観法の規定で、今の景観法上の（行政）団体になっていくと、例えば20mとか30mと決めると、それは当然全てやる側の権利になりますので、いやここはちょっと高台にあるからもうちょっと下げてっていうのは、基本的に法律上できないことになります。私たちはそういう画一的なものより、住民の皆さんがその地域の価値を話し合うということで、住民説明会をつくるほうが機能的だと考え、景観条例の制度設計をしております。それと町全体ですとか、先ほど言ったようには波状傾斜を含めて地域の状況が多様でありますので、地域協定を結ぶことによって、その地区の価値、地域の景観や環境を守っていく必要があるのではないかとということで、地区協定の規定もさせていただきました。そのあとに、開発のスプロール化を懸念されて、準都市計画の一部をつくりましたけど、そのときの議論の詳細を見ていただければ分かるかと思いますが、実に小さな土地もたくさんありまして、建ぺい率を高度にするとそこに家が建たないと。そういうことになることと財産権を侵害することになるということで、経過としては全体の議論の中で現在の50という数字に落ちついたというような実態であります。私は今まで見ていて、全体の景観を守るという視点でいくと、ニセコ町の景観条例はそういう面ではかなりすぐれた条例ではないかと思っています。ただ今後の課題としては、地区協定というのはあまり進んでおりませんので、例えば白馬はエリア全体が30%という地区協定を結んで、それをきちっと皆さん守られていて、緑地率がすごく広い地域もあります。そういったことの応援を、町でも一緒になってしていくことにより、各地域の文化を守っていくということが良好ではないかと考えております。今回ガイドラインというものを使わせてもらっていますが、これは昔指導要綱とか指導要領とかってよく言われていて、行政による指導的な、どちらかと要望的な運営であって、法的にはいかがかという時代がありました。しかし、今これからまさに住民自治ということを考えていくと、やっぱり住民の皆さんがそういう参加をして、絶えず柔軟に協定を見直したり、地域の価値を変えていくといえますかね、そういうような文化をつくってい

くことが重要ではないかと考えているところでございます。引き続き現在ニセコ町ガイドラインの策定を進めておりますので、この中の議論を取りまとめながら条例にも反映させていきたいと考えているところであります。よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 高木委員。

○3番（高木直良君） 再々質問させていただきます。今お話ありましたニセコ町の現在の景観条例をつくっていく過程、その議論についても資料が残ってますので読ませていただきました。皆さん非常に熱意を持って、熱心にやられたということは分かります。また、今現在それがさらに進められて、景観条例を2回ぐらい条例改正しましたし、今ガイドラインまで進めてやろうとして、その努力に対しては非常に敬意を表します。その上で、倶知安町が先ほど紹介したように、今の段階を「危機」というふうに一言でとらえているわけです。そういう認識が、今の町長のお話から言うとあまり感じられません。私はこれまで開発の案件があったときに、地元説明会が景観条例で義務づけられているので事業者さんはやります。1回で済まない。2回3回、多いときは5回ぐらいやることもあります。その度に参加されている住民からは、やっぱりこう変えてほしいということ言うわけです、具体的に。もっと距離をとってほしいとか高さを抑えてほしいとか。でもそれは実現したためしがないんです。町長の理念として、住民が声をあげて事業者さんと対等に話し合いをして折り合いをつけてやっていく、一律の規制ではないんですと。住民自治が生かされる、そういう条例なんですという理念を繰り返し言ってるわけですけども、それはそういうことであってもいいんですけども、準都市計画、今度は景観地区に指定することで数値を出したわけです。今現在この開発の状況を見て、その数値が妥当なのかどうかという見直しはやっぱり必要だなと思っています。よく出てくる財産権の問題などがありますけれども、例えば何がしかの例外規定を設けることでそれを救うと。先ほど紹介した倶知安の場合は、保全地区であっても1,000㎡という最低面積について、農家施設は外すという例外規定を設けているわけです。そのような形で工夫することによって、現状に合わせた数値規制の見直し、強化していくっていう方向ですね、私はそれは現状において、非常に迫られている課題ではないかと思っています。ですから、準都市計画あるいは景観地区の一部拡大とか、それからさっき言った数値をもっと強化するということを検討すべき段階ではないかなと感じています。それでちょっと参考までにご紹介いたします。これは新聞報道から知ったわけですけども、そういった新たな新規性について関係者の方からインタビューの記事がシリーズで載りました。その中で、こちらの地域に来て不動産事業をされている外国人の方、それなりの年数をやっている方のインタビューがありました。あるオーストラリアの事業者の方は、短い言葉で引用しますと「難しさよりチャンスだと考えている。大切なのは建物よりも人の気持ちだ」と。これは私が抜き出した部分です。もう1人、カナダから来て不動産事業などをやっている方は、「開発のペースをコントロールするため、年間に建築確認を受けられる宿泊施設のベッド数に制限を設けるべきです」というようなことも言っている。そういう方も実際にこの地に来て事業をやっているわけです。そういう方々からすれば利益を上げたほうがいいという立場だと思うんですけど、このエリア全体の魅力を守っていくという点での発言として、私は非常に注目しました。そういったことも含めて、いわゆる数値規制の一定の見直しは必要じゃないかということについて、改めてご意見を伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 数値規制の強化が必要だと。では具体的にどういう規制、どの部分の数値の強化が必要か、それをご提言いただければありがたいと思っています。数値を明確にするということは、相手の権利になるということですので、それに対しては一切意見とか通らないんですね。だからそのことと、住民の意見として柔軟に変えていく要素があるのと、どっちに価値があるかということを私は考えて、現在の条例のほうに軸足を置いているのが実態であります。それと住民の声が活かされたことは過去にないとおっしゃいましたが、高さを変えたり場所を移したり、トップの高さを下げたり、それは今までもたくさんやっていますし、建物においても向きを変えたという事例も今までいっぱいあります。そういう中で合意形成が図られていっていますので、全くないということはちょっと言い過ぎかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（青羽雄士君） 次に、8番、木下裕三君。

○8番（木下裕三君） 通告に従ひまして、早期導入を目指している宿泊税について、1件質問いたします。

コロナ禍で中断していた「宿泊税」の導入に関する協議が、今年に入ってから加速度的に進み始めています。

「観光目的税」として検討を開始してから既に8年が経過していますが、この間に研究会や先進地視察、事業者アンケートや総務省・北海道との協議、有識者や道内自治体との意見交換などを行い、今年入ってからは議会への説明やパブコメの実施、宿泊事業者を対象とした3度の説明会を実施しています。1日も早い導入を期待していますが、これらの状況を踏まえて以下を伺ひます。

(1)宿泊事業者への説明会では約3分の1の事業者が出席したとのことだが、十分な説明や意見聴取ができたと考えているか。

(2)町税をさらに伸ばすことに注力するのではなく、なぜ「宿泊税」なのかという質問が説明会で出ていたが、このことに関しての周知と理解が得られていると考えるか。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。まず宿泊税に関する説明や意見聴取についてですが、本町では平成27年、2015年3月のニセコ町議会定例会で町政執行方針において、観光・環境に充当する新たな目的税の検討を表明させていただきました。その後、平成29年、2017年からは宿泊税を新たな目的税として導入することを目指し、様々な検討や町内外の皆さんとの協議・意見交換をこれまで重ねてきたところでございます。なお、これまで町内で重ねた取組は、町議会の皆さんや観光審議会における議論をはじめ、宿泊事業者の皆さんとの意見交換やアンケートの実施、毎年開催するまちづくり懇談会でも取り上げるなど、今あるいろいろな手法を通じ、いろいろな場で宿泊税に関する情報の共有と協議を皆さんと進めてきたところでございます。加えて先月、3度開催した宿泊事業者向けの説明会には、延べ71名、54施設の皆さんがご参加くださいました。町内の宿泊施設数が約150件弱というところから、今回の説明会では町内の3分の1近い施設の皆さんとの意見交換ができたものと考えております。町では宿泊税に関してこれまで数年間にわたる活動に加え、昨今の事業者説明会やまちづくり懇談会での議論、条例案の公表とパブリックコメ

ント募集といった取組から、一定の情報共有・合意形成について熟度は上がってきていると考えております。このような段階の中でも、皆さんの中の一部からは、宿泊税を進めるのは理解しているが、あとはいつから始めるのか早く示してほしいというような声も寄せられています。また一方では、宿泊税の意義は理解できるものの、制度や進め方に関しての意見や情報が少ないと感じている方もおられる状況で、事業者の中にはもっと議論すべきという意見もいただいているところでございます。町では持続する質の高い観光地を目指すためにも、こういったご理解をいただく努力というのは大変必要だと考えておりますので、今後も意見交換を重ねてまいり所存でございます。なお、今後の情報共有や意見交換の手法としては、前回の説明会のように一堂に集まっていただく大規模なものではなく、個別にいつでもどなたでもといった観点に基づき、きめ細かな意見交換の取組を進めてまいりたいと考えております。具体的には希望する皆さんとは個別の意見交換会を随時行うほか、宿泊税に関する資料は町の公式ウェブサイト情報を常に更新していきたくと考えております。また、先日の説明会のご意見や回答についても全て公開していくとともに、宿泊税の理解を深めるための様々な情報を掲示してまいりたいと考えております。これらの取組につきましては、既に町のホームページでお知らせをしておりますが、こういったいろんな手法を通じて情報提供してまいりたいと考えております。

次に、町税収入が増えているのになぜ新たな税を導入するのかというようなご意見もございませので、財源としての宿泊税の意義、そしてそれがどう財政に影響するかというようなことも説明してまいりたいと思ひますし、既存の税収が伸びるとその分地方交付税が同じように減らされていくということは、一般の皆さんにはなかなか分かりにくい財政の仕組みでありますので、税収が増えても町全体のお金自体は変わらない、地方交付税が減ってしまうんです。だから宿泊税で新たなものに投資をする、観光の質を高めるには必要だということも、これからどんどん訴えてまいりたいと思ひております。こういった財政基盤を改善する一つの大きな要素が宿泊税であるということも、お伝えしてまいりたいと考えているところでございませ。今後、宿泊税をいただいた場合の用途につきましては、今たき台の案をつくっておりますが、さらに熟度を上げてより持続するものに整備をしていきたくと考えているところであります。また、特にこの宿泊税につきましては、事業者の皆さん、町民の皆さんだけではなく、実際に宿泊税を負担される宿泊者の皆さん、納税される皆さんのご理解、共感というものが大変重要だと考えておりますので、宿泊される方々へしっかりと宿泊税の意義とか、そういったものをご理解いただけるようPRをしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8番（木下裕三君） 1点目の再質問させていただきます。今、説明会には事業者全体の約3分の1が出席されたとご答弁いただきましたが、その中で発言・意見をされていた方はごく一部だったなという感想を持っております。残り3分の2って言ったら変ですけども、いつでも誰でもその窓口に来てご説明をとということなんですけども、2019年には一度宿泊事業者を対象としたアンケート調査を実施されていると思ひますが、そのときは約50%近い回答率があったとなっております。先ほどのおっしゃっていた3分の1の事業者の出席で、ごく一部の人の発言ということも考えますと、その

アンケート調査はさらにもう一度実施したほうがいいんじゃないかなと実はちょっと思っております。調査から既に5年も経過しているので、新たな宿泊事業者さんも結構増えていると思いますし、また宿泊税の案としても今回かなり具体的に見えてきていますので、そういった意味で新たにアンケート調査をして、多くの事業者さんから意見を賜るような、そういった説明会で発言をするってなかなかできないと思いますので、そういった機会をつくってはどうかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） これまで、相当数の会議を実は重ねてきておまして、観光審議会の中でも何度かお話し合いをして、現在の率でこういう形がいいということで提案を受けております。疑問点をお持ちの方もいっぱいおられると思いますので、そういう方には個別に説明を細やかにしていくということで、できるだけ合意形成をしていったほうがいいのではないかと考えているところであります。アンケート調査でこういうパーセンテージですっていうよりは、やっぱり地道にご理解をいただくという作業のほうが、よりニセコの住民自治という視点ではいいのではないかと思いますので、今後も引き続き、そういった意見交換の場の創設といいますか、そういうことに努力をし、説明してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8番（木下裕三君） 再々質問なんですが、僕のほうで考えて、今細やかなというふうにおっしゃっていましたが、アンケート調査ではなくても、細かな説明をされていくということですけども、申し上げたいのはどちらかというと、事業規模の大小ということではなくて、どの事業者の意見も公平に取り扱える機会が重要なのかなと思っております。そういった点について、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうからお話をさせていただきたいと思っております。過去にやったアンケートというものももちろん参考にさせていただきながら、それから過去8年間にわたって町民の皆さんともじっくり話してきた内容で収集したもの、それから倶知安町さんにもよくよくお話を聞かせていただき、それから各先進自治体にも伺わせていただいてということで一応案をつくってきたということがございます。木下議員のご指摘の部分は私もとても同感でございまして、事業の大小ということではなく、様々な意見をきちっと申し上げるべきではないかということがございます。ちなみに、過去3回の喫緊の説明会の中でも、私の捉えとしては「反対です」というはっきりした方は基本いらっしゃらなかったかなと考えております。ただ、時期でありますとか方法論でありますとか、そういうところについては様々なご意見があったということです。これは今後またアンケートをとったにしても、様々なご意見が右から左まで出てくるということについては変わらないのではないかと踏んでいるところでございます。そういった中で、町長も先ほど申し上げましたように、こういう意見が今は多いからとか、こういう意見は今は少ないからというようなもう時期ではないのかなど。様々な意見があるということはよく存じ上げた上で、丁寧なご説明をしながら、町が実施者として責任を持ってこういうふうさせていただきまますと申し上げる時期が来るんだろうと思ってお

ります。以上です。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8番（木下裕三君） 2点目の再質問をさせていただきます。町税が伸びているけど何で宿泊税なのか、なぜ必要なのか、町長に先ほど答弁していただきましたけども、これって通常考えると、一般的に最初に思い浮かぶのは、皆さん疑問じゃないかなあと考えています。法定外税に関しては詳しく調べない限り、その仕組みを理解するのは一般の方ではなかなか難しいんじゃないかなと考えています。ただ、このことを宿泊事業者さんだけでなく、一般の住民の方々にも知っていただくことは、今こういった宿泊税の問題が出てきて話題になってきているので、町の財政を身近に考えるいいチャンスなんじゃないかなと実は思っています。ホームページにも今回の仕組みについての案内も書いてありますが、例えば広報ですとか、まち懇の中でもそうですし、ラジオニセコ、もっと知りたいでもいいのかもしれないですけども、様々な媒体とか機会をとらえて、こういったことを町民の方に理解していただく、財政を知っていただくということが必要なんじゃないかなと。ちょうどいいチャンスだと思っています。この件に関していかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 役場の財政の仕組みって、もっと知りたいで今年の仕事とか出していますが、やはりなかなか分かりづらいというところもあります。議員おっしゃるとおり絶好の機会ということでありますので、町民講座もそうですし、そもそも宿泊税の講演を含め、引き続きやっていかなければならないと考えております。こういった視野を立ち上げるときに、これでいいということはありません、やり続けなくてはならないことではないかと思っています。私もかつて、ごみの最終処分場をつくったときに多くの反対があったり、いろいろなことがありましたけれども、やはり最後は徹底した説明と誠意を持ってそういったことを続けることにより、ある程度納得感って生まれてくるのではないかと思います。議員がおっしゃるとおり、こういった機会をとらえて、財政の説明等も尽力してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、5番、前原孝植君。

○5番（前原孝植君） 5番、前原です。通告のとおり2件質問させていただきます。

ニセコ高校の寮則について。ニセコ高校の寮則が厳しいという町民の声がありました。自転車利用の不可、寮の門限、スマホの使用時間について伺います。

(1)これらのことは、寮学生の行動の自由、知る権利を侵害し、また、通常学生との教育差別に該当するものと思われま。

(2)改善すべき内容は、自転車の利用を可能とすること。門限はサマータイムを導入し、日没まで延長すること。スマホは勉強に利用する学生もいるので、利用時間を就寝時間まで延期すること。以上2点について、どのようなお考えか伺います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 前原議員のご質問にお答えいたします。ニセコ高校寮には希望ヶ丘寮管理委員会が定めた寮則、寮生心得がございます。寮での生活全般についての規定をしているところでございます。1点目のご質問ですが、寮という集団生活の場では一定のルールも必要であるものと考え

ており、現在のこれらの寮則全てが不適切な内容であるとは考えておりません。このようなルールは、基本的には生徒や保護者が納得できるものであることや、時代の流れ、時代の変化などに対応し、適宜見直しをしていくことが大切だと考えております。この点を踏まえまして2点目のご質問ですが、自転車の利用制限、門限時刻の設定、スマートフォンの利用時間を含め、寮則全体について、現在、寮生と高校教職員が一緒になり見直しについての検討が進められているところと聞いております。教育委員会としては、寮則は寮生や教職員が主体的に定めていくことが基本であると考えておりますので、寮則見直しの検討の推移を見守っていくこととしたいと思っております。その結果、検討課題等について学校と協議し、教育委員会として支援できるものにつきましては、できるだけ早い改善に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） ご検討ありがとうございます。具体的に質問したんですけども、一般質問において具体的な質問に関しては、より具体的な検討をお答え願いたいと思っております。この寮則の具体的にこうしてほしいという改善点は、もちろん教員の方や保護者の方、中には保守的な方もいらっしゃると思います。とても難しい案件であるというのも理解しております。学校も今年、もう既にスタートしていますので、すぐに変えてくれなんていうのは無理難題とは理解しております。この問題、寮則について、来年度には必ず何かしらの形として改善していただくことは可能かお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再質問についてお答えいたします。先ほど教育長からも説明させていただいたとおり、寮則の見直しについては現在、寮生と教職員が一緒になって検討を進めているところでございます。一方、先日専決処分でもご承認いただきました予算、地域未来留学というような形で生徒の全国募集をはじめ、来年度の生徒募集に向けた取組をスタートしてございます。そういった説明会の中でも、今後ニセコ高校を考えられている生徒・保護者の皆さんから、寮ではどういう生活をするのだろうかといったご質問もいただいております。今後、そういった寮の生活が選択の決定の一つにもなってくると思っておりますので、学校寮としては、できるだけ早期にこの改正について検討していきたいということで進めていると聞いております。教育委員会としても、検討の結果を踏まえ、改善が必要なものについては速やかに対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） ありがとうございます。もう一つですけども、この寮則についてはソフト部分、つまり予算がかからない改善点と、予算がかかる改善点の2点あります。予算がかかる改善というのは、自転車の利用を可能にすることなんですけども、こちらを可能にするには自転車の屋根を設置しなければいけないんですけども、この屋根が予算的に調べますと大体60万70万ぐらいのものであります。これが業者に頼んだとしてもプラス20、30万ですので、合計100万ほどの金額になります。そんなに高くはないと言ったらちょっとあれなんですけども、ぜひ予算を入れていただきたいと思ってるんですがいかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） ただいまの前原議員のご質問ですが、予算のかからない就寝時間とかスマホの使用とかっていうことについては、それぞれ今学校が検討しているということですので、できるだけ早い段階で改善できると私どもも受け止めてございます。

ただ予算がつくものにつきましては、例えば自転車につきましても、学校でも前向きに、先生方も理解はしているんですけども、実際に個人の所有物ということになりますと、寮の生徒の皆さんが自分のところから自転車を持ってきて、その20台30台を冬場どうするかというその管理の問題等もあります。駐輪場をつくるというだけではなかなかいかないという具体的なことも見えてきてございます。その辺りも含めて検討中でありまして、また、現在寮そのものの改築等のことも視野に入れて動き始めているところもございまして、そういった設置物を建てたのはいいんですけども、寮が今度また違うとかってなりますと、またそういった二度手間といいますか、そういったこともちょっと懸念されるということで、十分その辺りは町の財政とも検討しながら、場合によってはシェアサイクルといいますか、そういったような新たな考え方も検討しながら、できるだけ寮生にもニセコ町内を自由に動き回って体験できるように、教育委員会からの支援はしてまいりたいと考えてございます。いずれにしても、具体的には学校で現在検討していますので、できるだけ早い時期、自転車については具体的にですね、使用可能な時期での対応ができればと考えておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いします。

○5番（前原孝植君） 次の質問に行かせていただきます。ニセコ農作物のブランド化について。

ニセコ町は、農作物の基盤である「土づくり」対策を、昭和58年から先取的に推進しております。こうした中で、今一度ニセコの農作物のブランド化について、積極果敢に進めることを期待しております。一次産業の基盤強化は、SDGs持続可能なまちづくりにおいて最も重要な課題であり、結果をもたらす要因となり得ます。以下の点について、町長に問ひます。

(1)ニセコ農作物のブランド化において、「土づくり」の視点でより専門的なマーケティングサポートを、町が率先して推進するビジョンと予算はおありでしょうか。

(2)「土づくり」実績の一つに、町が運営するニセコ堆肥センターがあります。この施設の発酵堆肥の質向上を目的とした取組は可能でしょうか。取組例をあげさせていただきますと、

A、Ph値、発酵温度管理や発酵堆肥を生成する際の生ごみの適正量の再確認

B、堆肥センターの運営に関わる町役場、農協、町事業者との四半期会議、これは農家も参加

C、土壌微生物の検査、並びに北海道大学との共同研究

D、堆肥センター施設の老朽化における修繕費の見直し

(3)ニセコの農家を支えるために、「土づくり」を基盤とした農作物のブランド化支援をプロダクトインではなく、マーケットインの視点で実施することは可能でしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。ニセコ町での土づくり対策については、土づくり10年計画を発表した昭和58年、1983年、今から40年前以前より、農業振興の根幹を土づくりにおいて農協、普及センター、耕種農家、飼養農家、事業者と協力して、毎年継

続して土づくり運動を推進してきたところでございます。また、農業者の有志による「明日の農業を考える会」という団体も、当時は土づくり推進の中核的な活動を展開してきていただいたところでした。平成14年、2002年以降は運用を開始したニセコ町堆肥センターを中心とした地域内循環農業を進めてきたところでございます。

ご質問にあります1つ目の土づくりの視点での農産物のブランド化ということではありますが、農協・ホクレンなどと連携をして、減農薬に取り組む認証であるYESクリーンというのを実践して、農産物のPR等を行ってきたところでありますが、町単独でのいわゆるニセコ産としての販売サポートというのは、これまで実施してきていないというところでございます。

2つ目のご質問のニセコ町堆肥センターにつきましては、指定管理業務の協定を結んでいるようお願い農業協同組合において、管理・運営・肥料の登録、販売等を行っております。取組に関しましては、ようお願い農業協同組合の運営方針に基づいて、担当課においてそれぞれ協議を行って各種取組を行ってきたところであります。ご質問の各項目につきましては、担当の中川農政課長から回答させていただきます。

次に3つ目の質問の土づくりを基盤としたブランド化につきましては、JAようお願いを中核としての系統物流以外では、個々の生産組合、または生産者の皆さんの努力によってそれぞれ、例えばニセコビュープラザ直売会や点在する直売会などが行っており、それ自体は把握はしているところでございます。ご提案をいただきました件については、その可能性について検討してまいりたいと考えております。農協に皆さん参加して、農協物流の一元化ということになっておりますので、そういったことを踏まえた上で、何か具体的に取組めることがあればぜひご提案賜ればありがたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは詳細事項につきまして、担当課長から回答させていただきます。

○議長（青羽雄士君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） それでは詳細部分のほうご説明させていただきます。前段といたしまして土づくり全般なんですけども、まず堆肥センターについては2002年12月から一次発酵棟・二次発酵棟からなる稼働を始めて20年経過した、ロータリー攪拌式を採用して製造を行っている施設になります。ニセコ町の施設ですが、指定管理業務の協定を結んで、ようお願い農業協同組合において管理・運営・肥料登録・販売等を行っています。製造に関しては、過去に「明日の農業を考える会」という団体のときから実施いただいている町内事業者が、指定管理者の農協と業務委託をしているところです。

もうちょっと堆肥のつくり方の部分、詳しく説明させてください。製造方法としては、一次発酵棟内にある攪拌槽というのがありますが、その4レーンの中の一つで生ごみ・下水道汚泥・畜糞等の混合堆肥をつくって、残りの3レーンで畜糞堆肥を生産、ロータリー攪拌機がある一次発酵棟で35日、その隣にある2次発酵棟において60日を経た後、耕種農家ほか利用者へ供給しているところです。一次発酵棟では前処理で6日間、そこで発酵温度を高めて水分をある程度下げてから、攪拌棟において27日間、それで30日ちょっと、35日という形で、最終的に2次発酵棟に行くときには65%以下になれるような形で移動して進めていくと、25年経過している施設なので老朽化が目立ち

ますが、農協と事業実施していただいている事業者の方と町で連携をとり、適切に運営させていただいていると考えております。

ご提案いただいたAからDの部分に関して、少しお話しさせていただきます。発酵温度に関しては毎日受託事業者が検査を行っていき、日報より農協に報告しています。Phについては製造に約3か月かかるので、3か月終了後に農協施設で持っている土壌診断施設で検査を行い、Ph等の調べをしています。また、農協は指定管理者として品質基準を設け、堆肥を提供させていただいているところです。Bについては、会議は四半期でどうだという部分ですが、うちのほうでは必要に応じて、担当者と農協担当者と役場担当者、現地の作業の人とあわせて、現地で適宜行っているところです。現状特にそういう部分で何か支障あるようには思っておりませんが、利用事業者などからそのような声があれば、農協と相談しながら進めていければと思っております。Cの部分、土壌微生物検査、町としてはシストセンチュウ・バーテシリウムなど病害虫や菌の検査、あと土壌内成分を確認するための土壌診断の部分には積極的にやらせていただいています。ただ、活性化を進めるための必要な微生物検査というのは、正直実例を把握していないです。また北大との共同研究というお話もあったんですが、具体的な仕組みや効果などもご提案いただければ、それで検討させていただければと考えています。ただ、町内でも土壌菌を活性化させるためのいろんな農法があるんですけども、その栽培を進めている生産者もおられるので、その方ともいろいろ話をしながら考えていきたいと考えています。Dの部分、堆肥センターについては20年経過して、本来大規模な更新を行う必要性が出てきているのですが、指定管理者や実施事業者の方々方が丁寧に管理・運営していただいているおかげで、ほかの堆肥センターから比べるとコストをかけずに生産できていると考えています。今後更新が考えられるロータリー攪拌機やキュービクル、各電源システム等を更新するとなると、多額な費用の発生が想定されます。原課においても活用できる補助金等を探しているのですが、現状対応できる事業がなかなか見つからないと。そういうことから、できるだけ極力壊れたらとか故障のリスクの高いところから少しずつやっていきながら、更新可能な事業が出たというときに更新できればと考えております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 先ほど町長、農政課長が発言したとおり、土づくりにおいてはかなりの専門的な知識を持って取り組まれており、かつ年月もかなり積まれて、本当に昭和の時代から貢献されることと理解しました。ですので、これを早急にブランド化したいという思いがあります。このニセコ農産物のブランド化についてという質問をさせてもらった経緯なんですけども、農家さんは農作物をつくっているだけではなく、ニセコの自然景観もつくっていらっしゃるんですね。私移住者なんですけど、移住者の観点から申しますと、移住の最大の決定というのが曾我地区のところ、羊蹄山があつて、夕日が落ちてきたときに農地をぱっと見たときのすばらしい景観を見たときに、ここに移住したいなって思いました。これは、僕が9年前から移住して、ほかの移住者たちも同じようなことで移住の決定をしてもらっています。それに対してニセコの野菜がおいしいっていうのもそれでした。なので、一次産業の農家さんを支援したい。まずはSDGs持続可能なまちづくりにおいて、一番最初に優先的にサポートしなければいけないのは農家さんではないかなと思いました。農作物をつく

るだけでなく、こういった移住者を、何ていうか移住させるための重要な景色をつくっていただいでいて、さらに冬には除雪をしていただいでる農家さんもいらっしゃると思っています。これだけ町に貢献していただいでる生産者の人たちに、ブランド化を個別に考えてくださってというのはかなり難しいことだと思います。なぜなら、作物を育てるプロでありますけれども、それを販売するプロではないので、そのサポートをぜひしていただいでほしいと思っています。

また、これは私の意見ですけど、今日いただいたこの協力隊の自己紹介シート、これ先ほどぺらぺらって見たんですけども、ニセコの好きなところをニセコの野菜がおいしい、景観がすばらしいと9割の方が答えてるんですね。なので、きっとその移住者の決定というのは農家さんが決めてるって言うても過言ではないっていうぐらいまでやられていますので、何とぞ具体的なマーケティングと予算を、今年度に組み込む、もちろん補正予算ですけども、可能かということをお答えいただいでいただけますでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 前原議員のご質問にお答えします。完全なるニセコ応援団という形で農業の部分、ご協力いただけるメンバーの一人として、その熱い思いをいただき大変心強く思っています。あとは、物を売るとかそういう知らせるといふ部分は、周知方法とかの協力団体もあるので、やれる部分からやれるような形でやって、団体とかグループの中でそれをやって進めたいという話がいけるのであれば、具体的な予算も進めていければと考えております。そのときにはいろいろご相談にのっていただければと思いますのでよろしくお願ひします。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 農家への応援ありがとうございます。ちなみに、地方創生のいろんな分析をしたときも、ニセコ町の経済に一番地域循環で貢献しているのは農業という職業が本当に大きな比率を占めているということです。現在町としても国営農地整備事業をはじめ、農業基盤整備を行っているところであります。

また、新規の農家にチャレンジする方については、町単独でもそういったチャレンジを応援する仕組みで、これまでも予算計上させていただき応援をしております。

今おっしゃった土づくりを含めたニセコの野菜の販売で、何か具体的にこういうものがあるということであればご相談いただければ、適宜できるものは補正予算を組んでも進めていきたいと思ひます。ただご承知のとおり、これまでもJAようていさんともそれぞれの役割分担をしながら進めておりますので、その辺の協議が必要なものは協議をしながら、あとお互いにウィン・ウィンの関係でいけるように調整したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 具体的な方法なんですけども、私も地方創生のプロジェクトを様々な市町村と取り組んでおまして、取組実績、もうかなりの数持っております。その取組においては、しっかりと一般の社団法人を持っておりますし、そこで理事長もしております。プロジェクトにおいては10個ぐらいはあります。全て黒字化しております。その中で、マーケティングチームも全国にネットワークがございますので、一つずつ検討させていただければと思ひます。私も議員として参加で

きるのであれば、アドバイスという形になるんですけども、そういったこともできますので、具体的な予算組みというのでも簡潔にプレゼンできると思います。

そしてなぜ今年度かという期限を先ほど質問で出させていただいたんですけども、農作物のブランド化、やはり道の駅にたくさん人が来るとなると、4月5月からブランドを打ち出すことになると思うんですけども、年内に予算を組まないと来年度4月にスタートできないので、これがもし再来年の予算に組むとなるとどんどん遠ざかってしまうんです。なので今期任期している町長にはこのプロジェクトを成功させていただきたいという思いがありますので、ぜひ今後ともやっていきたいんですけども、そういったチームの受入れといった勉強会を開いていただくことは可能ですか。

○議長（青羽雄士君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 大きな話過ぎて、どういうことになってくるのかという話があるので、先ほど片山も話しましたが、こういう部分がおもしろいんじゃないかというものがあれば、やれることからスタートさせていきたいと考えています。よろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） これにて一般質問を終了します。

この際、議事の都合により、午後2時30分まで休憩します。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時28分

◎日程第3 議案第13号

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第13号 請負契約の締結について（公営住宅中央団地6号棟長寿命化型複合改善工事）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第13号 請負契約の締結について（公営住宅中央団地6号棟長寿命化型複合改善工事）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第14号

○議長(青羽雄士君) 日程第4、第14号 請負契約の締結について(令和5年度市街地区配水管更新工事)の件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第14号 請負契約の締結について(令和5年度市外地区配水管更新工事)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第15号

○議長(青羽雄士君) 日程第5、議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 15 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 136

○議長（青羽雄士君） 日程第 6、議案第 16 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 16 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第17号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、議案第17号 ニセコ町土地開発公社の解散についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

9番、篠原議員。

○9番（篠原正男君） 1点お伺いいたしますが、土地開発公社を解散した後の、いわゆるこういう公用地の取得に関わって、これまでも宅地造成など様々な成果を上げてきたわけですが、それ以外にも用地の取得という大きな目的もあったように記憶しています。今現在の町のシステムの中で、今後対応可能なのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 篠原議員のご質問にお答えします。土地開発公社が解散した後については、この間も政策案件でも説明をしたんですが、例えば第三者機関とかニセコまちみたくなところをお願いするような形をとるとか、町独自に何か検討をして土地を取得するとかというような形になるかなと思っております。ただ、今ここではっきりとこういう形でいくということは、私個人として申し上げることはできませんが、そのような方向で町は将来的に考えているつもりでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 合わせまして、今のお話のところですが、用地の先行取得については、総務課のほうで所管しております土地開発基金でもって買うという形がとれますので、そちらのほうも今後役割を担っていくということになるかと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 重ねてお伺いいたします。一つには、土地開発公社に関わるその他の団体または組織が用地を取得するとした場合にですね、それに関わる付加といいますか、マージンがかかっていくというようなことも想定されるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。また一方で、町のマスタープランとかその他様々見ていくと、可能性は低いんですけども工場用地を整備して、企業を誘致してくるですとか、様々な面でこの先考えられる土地取得政策、もしくは企業誘致政策の中の土地造成等に関わって、土地開発公社がその役割を完全終えたと言い切れるのかどうかという辺りをちょっと危惧するものですから、その点のご答弁をお願いいたしたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうからまずお答えをさせていただきたいと思っております。公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて土地開発公社という形になっておりましたけれども、これまでも確かに土地開発公社がニセコ町に分譲に当たっての様々な成果を果たしてきたというのは確かだと思います。ただ今現状で持っている分譲の土地は全て販売し終えて、役割を終えたと考えていると同時に、先ほど議員ご指摘のとおり、いわゆる民間でやるとマージンが発生し云々ということだと思っておりますが、イコールそこが新たな住民ニーズといいますか、いわゆるマーケティングというんでしょうか、そういうものにもよく合致した様々な取組ができるということで、そういう部分でこれから民間

での主導で土地の開発をしていくということが、土地開発公社から新たなニセコまちに移行するという意味合いであろうと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今の答弁に補足して回答させていただきます。ご承知のとおり、土地開発公社は全国的にはニセコ町のような黒字のところは本当に珍しくて、塩漬け用紙をあっちこっち持って、総務省からは再三なぜ土地開発公社をいまだに持っているのかというようなご指摘をいただいています。それで8年ぐらい前から、そろそろ一定程度役割を終えて解散しようかという議論は、これまでもずっと出ておりました。今までずっとあった一つの要因としては、販売したところの隙間に売れ残っている土地が少しありまして、何とかそれを解消してきれいな形にできないかとずっとやってみりましたが、やっぱりもう処理が難しいということで今回解散させていただくということで、理事会のほうで一致したわけでございます。基本的には土地開発に関しての先行取得は、先ほど副町長が言ったとおり土地開発基金でできますし、例えば町が買い取って民間におろすという形で、議会の承認を得てやる手続きも普通どおりできると思いますので、この際土地開発公社については解散して整理をしよう。その分は土地開発基金と様々な民間活力を導入することによって、何とか乗り切っていきたいというような考え方でおりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 先ほどの将来的な展望という部分が。

○議長（青羽雄士君） 答弁が不足してるということですね。

○9番（篠原正男君） はい。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員、もう一度その部分のご指摘をお願いします。

○9番（篠原正男君） 土地取得もしくは工業用地の造成等を含めて、今現在の町のマスタープランその他含めまして、大規模なものは想定できないですけども、ただこれまでの土地開発公社が持っている機能は、一部でも今後必要になってくるものは本当はないのかということですね。そこを先ほどお伺いしたかったんです。結論としては、その代替機能があるからいいんですよということだろうと思いますが、ただそのところも用地取得に関わって、もしくは造成に関わってどのように考えているかという辺りを再度お伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 将来の展望としての工業用地等ということですが、全国の土地開発公社、もしくは住宅供給公社等の中では、将来に向けてということで工業用地というのをこちらのほうから決めて、先ほど別の議員がおっしゃっていたプロダクトインでしたか、そういうような考え方でこちらのほうからニーズを勝手に思っているいろいろ決めても売れ残って、先ほど申し上げたような塩漬け用地も多々出ているというようなこともあります。ニセコ町の場合は、今実際に工業、なんていいですか、民間の方々のありがたい出資はたくさんありますものの、これが土地開発公社を経由して行われたという形はこのところございません。様々な民間投資の上で、町と一つ一つ個別の案件について対応させていただきながら、会社がこちらに来ていただいているというようなこともあります。

ので、その会社等の誘致に当たって土地開発公社があれば何ができるということももちろんあるのかもしれませんがけれども、現状でニセコ町においては別の機能で代替して行っていくことができるのではないかと判断でございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 土地開発公社を持っていることに対しては、国のほうでは全般的に相当厳しいです。解散したらどうですかということが過去からずっとありますが、解散したところは近隣でもよく事例あるんですが、例えば住宅が必要ということであったり、工業的な団地が必要ということであれば、町が町有地化をし、民間に造成をしてもらって無償で渡すと。そして、その人ですとか工場を誘致するということが、最近一般的に広く日本の中でやられてる手法が多くあります。もし我々のところでも必要があれば、町で土地開発基金で取得をして、それを民間におろすか造成後に民間とのやりとりで一部民間に売却するとか、あるいは無償提供するという手法があるかなと思います。たぶん、こういう手法を設けてきた多くは、町が主体になっていくと必ず議会を通さなければならないということになりますので、土地開発公社自体は議会に決算の報告はしますが、事前に諮るわけではないので、結果的に不透明なところが多くて、それで全国的に塩漬け用地がどんどんできてきたと。それならばきちっと議会を通して見える化をすることが必要ではないかという総務省の大きな方針の中で、土地開発公社についてはそろそろ解散はいかがかということになったのではないかという思いがあります。私どももそういった流れの中で解散させていただこうということになったわけでございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第17号 ニセコ町土地開発公社の解散についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第18号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、議案第18号 財産の取得についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 関連的な質問になりますけれども、今回の買収については目的で書かれているとおり、排水施設、つまり水道施設に関連して、隣接する土地を取得するということではありますが、こういった町内の水道関係施設のある土地で、今回のような状態に置かれている隣接する土地がまだ町有地化されていないといった施設があるのか、あるいはないのか。こういう取得については完了したということになるのか質問いたします。

○議長（青羽雄士君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） ただいまの質問にお答えいたします。今回議案にあがっている里見地区配水地周りの土地ですが、水道施設の維持管理には購入しなくても直接支障はない土地なんですけれども、隣接しているということで購入という形をとっています。今ほかでそういうところはないのかということで、維持管理、水道の水源、管路を含めて、民有地に入っている施設は、4、5年前に浜本議員からも質問ありましたけれども、市街地区の水源もあり、あと民間で会社が持っている曾我の第1水源、ニセコ地区の民間のスキー場施設にあるニセコ地区の水源、その他近藤地区は平成11年ぐらいに公有地化しています。あと里見地区も財務省あるいは民有地の土地を賃借で借りている状況で、福井地区は道有林の施設を借りている状況であります。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） そうしますと、この宮田地区の買収については、必ずしも管理上どうしてもこれがないと管理が良好にできないということではないけれども、隣接している土地がたまたまといいますか、こういう条件が整って買収できる状況にあったということで、管理上さらに安全にするために買収するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員のご質問にお答えしたいと思います。今回の買収に関しては、あくまでも土地所有者さんのほうから申出がありまして、今回買収するに至ったという経過でございまして、町から働きかけて今回取得をするというものではまずありません。それで、配水地については昭和61年に支障がないように、同じ土地所有者さんから買収をしているというところでございまして、こちらは町からの申入れということで調整をさせていただいたという経過でございまして、以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ちょっと関連がありますので答えさせていただきます。今私どものほうで、水道のいわゆる集水区域、条例上で水道水源保護条例の集水区域の中にあるところで、私どものほうから売ってほしいという依頼をしているところは2か所あります。それは価格等の条件でちょっと今はっていうところと、これからもう少し具体的な交渉が必要なところとありますけれども、町の水道水源の周辺地区は、これから機会があれば町で買収していきたいと思っております。これまで過去に

はここが必要だからっていうその部分だけ買収して、最小の形でやってこられており、それはそれで尊いと思いますが、やっぱり将来を考えると、ある程度一定の土地の緑地を町で確保していくっていうのは、安全対策としても非常に重要だと思っていますので、今後とも売却意向があるようなところがあれば、緑地を確保していきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 18 号 財産の取得についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 19 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 9、議案第 19 号 令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

6 番、小松議員。

○6 番（小松弘幸君） 2 点質問いたします。17 ページ、4 目 18 節の自給飼料生産拡大緊急対策事業補助は、飼料作物の高騰により酪農・畜産事業者へ支援するための計上ですが、これについての詳細を伺います。

2 点目、18 ページ、13 節自動車借上料 89 万 4,000 円ですが、タイムズモビリティ株式会社との提携で 7 月 1 日から 10 月末まで、カーシェアの実証事業をニセコ駅からスタートさせると聞いております。当初は観光用 1 台の予定でしたが、3 台ぐらいに増車することへの計上と聞いておりますが、駐車場を提供することで定額賃料は支払われるようですが、この金額と借上料の内訳について伺います。

○農政課長（中川博視君） 小松議員のご質問にお答えします。自給飼料生産拡大緊急対策事業とい

う形で今回やらせていただきますが、4つの視点でやらせていただきたいと考えてます。まずは酪農飼料の供給会社に対する費用軽減対策としまして、ニセコ町の集約草地を今年貸出しする形で計画させていただいていますが、貸付金の部分をそのまま補助しようとするのが1点。

2点目として酪農の個体飼料軽減対策、新聞等マスコミのほうでも出ていますが、酪農系、肉牛もそうですけども、個体の価格が非常に安いということもありまして、ニセコ町は乳牛メインですので、乳牛の入牧料の部分を対象者にそのまま補助しようということが2点目でございます。

3点目、家畜飼料高騰対策という形で、酪農飼料の供給会社だけではなく、家畜牛を飼っている方、特に酪農の方に対しては、町の集約草地で採れる灌木のロールの牧場で使って余ったものを売払っていますが、その購入部分の補助をしよう。

そのほかに飼料高騰対策として、町にいる家畜・乳牛・肉牛・ニワトリ・ダチョウ等々おりますが、それらに対して概ね牛で言えば20頭ごと、ニワトリで言えば200羽ごとで5万円程度補助していければと考え、総額で410万という見積りをつくって出させていただいたものです。以上です。

○商工観光課長（阿部信幸君） カーシェアの件につきまして、私のほうから回答させていただきます。議員ご指摘のとおり、7月1日から10月31日までの4か月間、カーシェアの実証実験を行うということでございます。当初タイムズ社のほうから、1台の車をもって観光客の方を対象に始めたいという申し出がございました。場所とすれば、観光客の方が利用しやすい中央の駅の横の駐車場ということでお話を伺ったんですけども、その中でこちらからの提案ですが、町民の方も使えるような、また町といたしましては職員も出張等で使えるようなカーシェアリングの実証実験もあわせて行いたいということで、タイムズさんが先に持ってきた1台については全てタイムズさんのほうで費用負担しますが、町民利用と公用車両のほうで考えております2台分につきましては、町のほうの予算で今回計上させていただいたということでございます。車両につきましては、1台月額7万7,000円が基本料金という形になるかと思えます。それで、実績に基づく使用料ですが、15分間に220円と15分間330円、これ車の大きさが違うんですが、6人乗りと普通の小型5人乗りの2台、今手配をお願いしているところでございます。それで見込める時間分合計89万4,000円を予算計上させていただいたということでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 1点目、4件ほどご説明いただいたんですけども、その内訳はどのようなようになってるか教えていただきたいと思えます。

それから2点目のカーシェアの関係だったんですけども、駐車場を提供するというので、それに対してのお金っていうのはどのような形かお聞きしたいと思えます。

○商工観光課長（阿部信幸君） 駐車料金につきましては、今回実証実験に伴う駐車料金ということでいただかない方向で進めております。1台が中央で、2台は町民センターの駐車場利用を考えております。以上です。

○農政課長（中川博視君） 供給会社の部分に関しては使用料金20万7,200円が補助対象経費。酪農個体使用軽減対策につきましては、予算上で出している金額、乳牛16か月以上と16か月未満を合計しまして総額115万1,190円。家畜飼料高騰対策、牧草売払代金補助29万1,500円。飼料高騰対

策については245万という内訳になってございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高瀬議員。

○1番（高瀬浩樹君） 先ほど同僚議員から出た自給飼料生産拡大緊急対策事業に関して、今日の新聞にも出ていましたが、やはりこれだけ飼料が高騰すると、なかなかこの乳牛と牛乳の絞り金額とが相反しているような金額で、この金額が妥当なのかっていうところがひとつ。今回ニセコ町もここ数年で何軒かやめられている。北海道で4,577戸の酪農農家さんがあったんですけど、今年1年間、5月いっぱいまで260件減ってるという現状もあって、やっぱりニセコ町もこのようにだんだん減少していくと、堆肥が少なくなるという部分が大いだと思うんです。この金額が妥当なのか、またそういう部分でどうなのかお聞かせいただければと思います。

あともう1点、18ページ、観光費、17備品購入費、道の駅の注意喚起看板、これは一体どういうものなのか、移動式ということで29万7,000円全部そうなのか、それがわからないので教えてください。

○商工観光課長（阿部信幸君） 18ページの備品購入費について、私のほうから説明させていただきます。道の駅で利用します注意喚起の看板ということで、予算計上させていただいたものでございますが、ご存じのように道の駅の駐車場、大変混み合う時期があって、車の往来に非常に支障をきたしていると。警備員も配置しているんですが、駐車場に入るのに車が並んでいる状態等があるということで、今回考えておりますのは、駐車場から町道に出る出口の右折、道道側に出る場合並んでいる車があるので出れないということから、左折を誘導する看板を一つ考えております。それと大型駐車場に普通の小型乗用車も停まっているということから、大型駐車場の誘導看板といいますか、案内の看板を一つ考えているのと、あと道道を挟んでのパン屋さんのほうへ横断歩道がない中、渡られる方も結構いらっしゃるという状況なので、道道横断の注意喚起の看板ということで、今3つ考えているところでございます。時期によって、必要がなくなれば撤去するというようなことから、持ち運び、動かせるものと考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 高瀬議員のご質問にお答えします。家畜の飼料対策については、町のこの金額では到底賄えるものではないという形では正直考えてございます。ただ、町のほかにも年明け前からですが、国のほうでも緊急対策ということでかなり施策を打っていただいておりますし、今後に関しても国のほうで動くという情報も聞いてございます。とりあえずですが、本年度に関しては町で現状できうる範囲でやらせていただいて、次年度に関しては、国の農業政策に合わせてやれる部分があれば、その部分を十分皆さんに還元できるようにやっていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高瀬議員。

○1番（高瀬浩樹君） ビュープラザのほう、先ほど阿部課長が言われたとおり、どうしてもあそこは右折できない、それを言いたかったんですけど、それで全てが解決するとは私は思っていません。どうしても道道66号線、一般の通行客にご迷惑をかけてるということで、特に土曜日日曜日、あれを見る限りは何らかの対策を考えていかないと。またこれから、いずれ新しくビュープラの建替えともありますので、いろいろ考えてやっていただきたいなと思います。

あと、堆肥の部分ですが、やはり私たちも堆肥があつて、肥料の低減とか少しずつ農家はできていると感じています。堆肥が少ない分、今後ほかからとか何かお考えがあれば、最後聞きたいです。

○議長（青羽雄士君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 高瀬議員のご質問にお答えいたします。堆肥に関しましては、今肥料等も高騰してまだまだ下がっていないという状況は把握しておりますので、本年度は国の施策と当初出させていただいた町の予算のでやりきって、次年度以降何かうまい方法を考えながら進めていきたいと考えています。そのときには、生産者の方々にも相談しながら進めていきたいと思っておりますので、アドバイス等があれば教えていただけるとありがたいです。以上です。

○議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○商工観光課長（阿部信幸君） ビュープラザの駐車場並びに区域の件でございますけども、おっしゃるとおり駐車場のスペースに限りがある中でのということ、一つ一つ解決できるところから手を打っていきたくて考えておりますし、議員ご指摘の建替えのことももう見えてきているので、それを含めて総合的に考えてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 20ページの4項1目高等学校総務費の中の、8節特別旅費20万7,000円、地域みらい留学に関する旅費と伺ったんですけども、この地域みらい留学について説明していただきたいということと、それに関連して高校みらい留学ということなんですけれども、ニセコ高校との関係とか今後9月開催、合同開催って聞いたんですけども、これに関してもう少し詳しく説明いただきたいと思っております。

それからもう1点。ちょっと前に戻るんですけど、確認です。13ページの24目のところで、また臨時特別給付金事業費っていうのが出るんですけども、今回の場合3万円、700世帯ってあるんですけども、これは子どもとかそういうこと関係なく一般世帯全て対象で、世帯って言うてますから人数に関係なく一律に3万円を給付するのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） それでは、最初に地域みらい留学について回答させていただきたいと思っております。地域みらい留学については、都道府県の枠を超えて充実した高校生活を送ってもらうことを地域みらい留学というふうと呼んでおまして、一般財団法人地域教育魅力化プラットフォームという団体に取り組んでいる取組でございます。今回ニセコ高校については、今後全国からの生徒募集を強化するに当たりまして、この地域みらい留学に参画して、生徒募集のPRをしていきたいと考えているところです。この地域みらい留学に参画するための経費については、今回の定例議会の初日の中で、専決処分のご承認いただいたところでございます。今回補正予算で計上させていただいてます特別旅費については、この地域みらい留学の取組の中で、9月に予定されています対面式の合同説明会が東京で予定をされておりますので、高校の職員2名が参画して、実際に対面での高校の入学についての相談に当たる、そのための旅費でございます。以上です。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。700世帯ですが、非課税の

世帯、1世帯に3万円、それが700世帯で2,100万円の予算となっております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 私がお聞きしたのは、1世帯ということは人数に関係なく1世帯、非課税の1世帯ってということで交付するわけですね。それでよろしいんですね。

（「はい」の声あり）

はい、分かりました。じゃ、先ほどの、続けてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

地域みらいについて、今、淵野課長からお話ありましたが、新たにこういう地域みらい留学という制度を、これからニセコ高校は活用するというふうに、もう予定をたてて、高校職員が参加するわけですね。まずこれに正式に登録するとか何かするわけですか。これは一般財団法人っていうふうにおっしゃったんですけども、どういう制度っていうか、国の制度ですか。地方創生とかそういうところから始まっている制度なんでしょうか。これ、いつからあったのか、いつからスタートして、全国の高校からどのくらい集まっているのか、ニセコ高校の学科転換も含めて興味・関心がありますので、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再質問にお答えいたします。地域みらい留学については、先ほども説明させていただいたとおり、国が実施している制度ではなく、一般財団法人の地域教育教育魅力化プラットフォームという一般財団法人が提唱して実施している制度です。ただ、この元になった取組については、議員もご承知だと思いますけれども島根県隠岐の島前高校の取組ですとか、そういったものがベースとなったものでございますので、国の地方創生等の流れが全く関係ないというわけではございません。この事業ですけれども、参画している学校数については全国では105校、道内では11校、これ昨年度の実績ですけれども参画をしております。生徒や保護者の参加状況ですけれども、これも昨年ベースですが、4,368名の生徒が参画をして、全国各地から参加している高校の説明を聞いたというような流れになってございます。この地域みらい留学についてはもう既にスタートしておりまして、6月7月8月、3回のオンライン合同説明会、9月の合同対面式の説明会という流れで進んでおります。既に6月10・11日にも開催をされておりまして、ニセコ高校も参画をしております。その中では、50人ほどニセコ高校のオンラインの説明会のほうに全国から参加いただいて、PRをしてきたという状況でございます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） ということは、ニセコ高校はもうこのみらい留学に登録しているわけですか。留学はまだしてないわけですね。それはこれからの学科転換とかいろんなことと関係してくると思うんですけども、ニセコ高校も当然このみらい留学の制度を全国から受け入れるという方向でいるわけですか。そうすると、ますます寮の問題とかいろいろと関係してくるかと思えますけれども、その辺のところ非常に大きな問題だと思うんですね。教育関係とともに経費もかかるのではないかなと思ってますけれども、まだ今年度は、今のところニセコ高校からは留学する予定はないわけですね、もう打ち切られてしまって。来年度から募集するとか、そういうことを予定してるわけですか。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） このみらい留学の制度にはいくつかの分野ございまして、ニセコ高校の場合は道外からの募集を取りまとめてやっていただくということで、先般の専決承認でご承認いただいたのを受けて登録し、現在進めているというところです。ですから、別の分野では高校2年生がこちらの学校に来るとか、そういうのはあるんですけども、今回ニセコ高校では道外からの入学者について広くPRするということです。これまでも道外からあるいは札幌圏内から集めるときにも、そういうノウハウなしに札幌で開催しても、なかなか地域の中学生が集まるということはない。全国的に東京でやったとしても、そういった集める要素は我々にはないので、こういった全道的にも11校が利用して、実際に大空高校では20数名が応募し、募集人員の40を超えるというようなことも聞いてございます。奥尻高校でもそういったものを活用して、特色を出して募集しているということですので、基本的にはニセコ高校は道外からの1年生の募集について、このプラットフォームのみらい留学を利用しているということですので、ニセコ高校生が出て行く交換留学というイメージではございません。そういうことでご理解いただければと思います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 5点あります。最初に12ページ、2款の自治創生費の中で、この間の説明では地域活性化企業人事業負担金ということで、監査法人トーマツからの派遣と説明を聞きました。これは都市圏の民間企業から地域へ派遣することによって、地域を活性化するという目的が開設されておりますけれども、今回の監査法人トーマツからの派遣の受入れというのは、何を目的にされているのか、再度説明いただきたい。

それから16ページ、衛生費の中の環境対策費。地域振興型再生可能エネルギー事業補助金ということで、政策案件説明の中で説明をいただきました。これは構造的にはニセコまちへの補助事業をやるにあたって、北海道からは2分の1補助を受けると。この補助金が決まったかどうかは後でお知らせいただきたいのですが、その上で会社の負担があります、それからそれに対して町も支援すると。その財源としては企業からの寄附を受けて、それを充てるというような説明だったかと思います。それで、私がちょっと調べた範囲でいくと、環境省の地域脱炭素化促進事業、これは自治体と事業者に対して両方が対象になってますが、その中で地域脱炭素移行・再エネ推進交付金というような交付金があるそうですが、例えばこういう交付金について検討はなかったのかどうか。それと先ほど言ったように、今の枠の中で道が2分の1補助することになっていると説明がありましたが、これはもう確定したものなのかどうかということをお聞きします。

それから3つ目として17ページ、会計年度任用職員の採用ということでありますが、これは説明では森林ビジョンの作成に関わるということでありました。森林ビジョン自体は2年前にできているわけですけども、これは「ことしの仕事」を見ますと実行計画をつくっていくという説明がありました。この実行計画っていうのは、例えばどういうものなのか。それから、株式会社ニセコ雪森考舎が設立されましたが、この事業と何らかの関わりがあるのかどうかお尋ねいたします。

それから、18ページの特別旅費。説明ではイタリアで開催されるUNWTO（国連世界観光機関）、

持続可能な観光に関わる団体が主催すると説明がありました。これに関連して、具体的な会議の要綱など、あるいはどのような日程、予定を組まれているのか、簡潔でいいですけどもご説明ください。

それから5点目ですけれども、先ほども質問ありましたカーシェアの関係です。タイムズ社のカーシェア、今全国キャンペーンやっていて、全国展開を非常に大事な事業としてやってるようでありませう。それでニセコ町でもこれを受け入れるということです。実証実験という言葉が出ておりますけれども、例えば最終的にこのカーシェアを、ニセコ町において地域交通計画とかに位置づけて、大規模にやる予定での実証実験なのか、当面の目的について、先ほど町民だけじゃなくて役場の職員も使えるようにとかっていう話がありましたけれども、主たる目的は何なのかということのを改めて説明いただきたいと思います。以上です。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 高木議員から2点ほど質問があったので、まず1点目の質問についてお答えしたいと思います。今回デロイトトーマツの関係について、どういう目的かということでございます。それについてお答えしたいと思います。企画環境課として様々な事業をたくさん持っておりますが、まず全般的に知見がたくさんあるということなので、ご支援をいただきたいということで今回うちの課のほうで要請をしております。それともう1点は、特に企業版ふるさと納税の関係について、特に力を入れたいということも担当の職員全員から聞いておりましたので、その辺が一番大きい背景にあるかなと。ただ全体的な支援をいただきたいということで、2年間支援をいただくということで考えてございます。

2点目ですが、今回、前回の政策案件でもニセコミライの関係でご説明させていただきました。その中では一応北海道の補助ということで、地域振興型再生可能エネルギー事業補助という形で、この事業が一番妥当だということで、担当のほうでニセコまちと一緒に協議した中で進めてきたと確認しております。脱炭素の関係については、以前全体的に町で申請はしたんですが、それには該当にならなかったということもありまして、今回はこの北海道の補助である地域振興型再生可能エネルギー事業というこの補を充てるのが最も妥当だということで、今回この補助を使っております。以上です。

○農政課参事（山田浩二君） 高木議員の3点目の質問についてお答えいたします。林業振興費の中の会計任用職員の関係ですが、ニセコ森林ビジョンは確かに令和3年に策定しておりますので、こちらの目的としましてはニセコ森林ビジョンの中で地域資源である森林資源を活用して、地域経済を循環していく。その辺りを取り組んでいくために、森林資源を的確に把握して、例えば森林所有者との話合いや情報収集、あるいは木材流通の関係などの情報収集をしまして、知識や経験を蓄積していただくために必要な人員を配置するという目的でございます。今年度委託業務において、エックス都市研究所というところが実行計画を受託しておりますので、こちらの会計年度任用職員の情報につきましては、提供できるものは提供していきたいと考えております。また、ニセコ雪森考舎との関連なんですけれども、現在町のほうで会計年度任用職員を雇って情報収集ということなので、雪森考舎の事業に活用できるものは、それについても情報提供できるものはしていく、そんな流れで考えております。以上です。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） すみません、高木議員の2番目の質問で回答してなかった件があり

ますので、再度回答したいと思います。地域振興型再生可能エネルギーの事業補助を北海道に申請しておりますが、まだ交付決定をいただけていない状態です。決定がいただければご報告をしたいと思いますが、7月下旬ぐらいかなと考えております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○商工観光課長（阿部信幸君） それでは私のほうから4点目と5点目について回答差し上げたいと思います。まず4点目の特別旅費の関係でございます。イタリアでのベスト・ツーリズム・ビレッジの会議への参加旅費でございますが、ご承知のとおり2021年11月にベスト・ツーリズム・ビレッジにニセコ町が受賞したということで、それに伴う研修というか意見交換の場で、今回会議が持たれたということでございます。コロナの関係で昨年1回目が開催されたということでございますが、ニセコは同時に受賞しております京都の美山町と、これまでオンラインでの会合というか、打合せや意見交換等をしてきておりました。今般事務局のほうからイタリアでの意見交換会開催ということでご案内いただき、参加を予定しているものでございます。実際には7月14日から7月16日までということで日程組まれておまして、14日はイタリアに着いて現地集まり、午後夕方ぐらいになるのかなと思いますが現地視察、それから2日目が1日ミーティング、懇談の場になっております。16日午前中が現地視察を経て、午後帰路につくというような日程で案内がきております。以上でございます。

カーシェアにつきましては、先ほども一部お答えしましたけども実証実験ということでございます。今回は10月末までと4か月ということで考えておまして、これはタイムズ社のほうも10月末までで一応実験のほうは終了ということで伺っております。大規模に今後やるのかというご質問でしたが、利用状況によってはタイムズ社のほうは引き続きということもありうるのかなと。今具体的にそこまでの話は出ていませんが、その結果次第かなということです。あと町民用と役場職員が使うであろうという2台ですが、こちらにつきましては、高齢化してきて車をお持ちでない方もいらっしゃるという中で、実際にそういうものがあつたら利用されるのかというあたりが、町民利用の実証実験ということでございます。役場の職員が使う部分につきましては、将来的にそういう利用が促されるようであれば、公用車の台数を減らしていけるのではないかとということが念頭にありまして、その辺を考えているところでございます。タイムズのほうで公用車の利用についての実態の分析もしていただけるということで伺っております。全ての公用車をここで減らすということにはならないと思うんですが、利用の形態が似ているような公用車がどんな使われ方しているのかというあたりの実態の分析もしていただけるということから、うまくいけばこのカーシェアを使って、公用車の台数を減らしていくことができればいなと考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） トーマツからの派遣という説明で、企業版ふるさと納税の仕組みといいますか、それをもうちょっとブラッシュアップするとか、そういう知恵がどうしても必要だということなんでしょうか。それだけに限らず、民間の知恵をいろんなところで生かしたいという趣旨なのかもしれませんが、今までそのノウハウが観光協会の事務局長であるとか、民間から来ていただくんですけども、2年で引き上げるというようなことについて、お金の面ではこの仕組みが負担金があつて交付税

が出るからということなのかもしれませんが、これが本当に町にとってのノウハウの蓄積につながるようにあってほしいと考えます。これ希望ですけど。それから、道のほうの補助金については7月にならないとわからないと。そうすると、当然この補正予算の執行も同じということになるんでしょうかね。道の補助金が決まって初めて、この予算が執行されるという解釈でよろしいでしょうか。

それから、会計年度任用職員の森林について今後計画を具体化するための調査なりということなんですが、例えばこれは設立されたニセコ雪森考舎自身に委託するというのではなくて、直で採用して長期に勤めてもらうっていう構想なんですか。長期に雇っていくおつもりかどうかということです。実行計画ができればそれでお願いします。その確認したいです。

あと、イタリアの会議への参加ですが、これは当然英語かなにかで進行するんじゃないかと思いますが、向こうが用意するのかわかりませんが、通訳する方だとか、あるいはすぐ翻訳されて伝わってくるのかよくわかりませんが、要するにこの金額からいくと1名ということですか。ぜひそれを持ち帰って、町の事業にうまく反映できるように、ぜひ工夫していただきたい。これは要望です。

カーシェアについては、短期間の実証実験ということはわかりました。ただ私、気になってるのは、今年度の多様な連携の委託の中で、ニセコ町として実証実験やっぱりこれEV車ですね、EV車のカーシェアを実証実験するという項目が入っていたと思うんですけども、何となくそういうものと全然連携なく、タイムズ社としてみれば自分の市場拡大に利用するのかなっていう感じでちょっと感じ取ったものですから、これを先ほどは運行状況のチェックに使うと、見直しに使えるんだっていうメリットはわかりました。一方、タイムズ社のカーシェアは全部スマホなんですよ。スマホで契約したりお金を払ったりというところがあって、これはスマホを使えることが前提になってるところで、さらにもしカーシェアを全体的に広げるのであれば、もっと工夫が必要かなと思っております。もし、それに対するご意見があれば伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 高木議員の再質問にちょっとお答えしたいと思います。1点目はトーマツの関係なんですけど、先ほど言ったように私も来てまだ2か月ちょっとなんですけども、企画の仕事って多岐にわたって幅広いという部分で、いろんな意味で民間の知見をいただいて、我々も民間から刺激をもらって、そして能力を高めるということにもつながるかなと思っています。決して無駄ではないと思っているのと、また民間から来られる方も行政の仕事を知ってもらった上で帰っていただくということで、お互いに刺激になるという部分ではプラスかなと思っています。それとあと、先ほど言ったように、特別交付金の対象に該当になるということでまず有利だなということと、この企業からふるさと企業版って寄附をいただいているということもあって、今後業務の中でお互いにお手伝いしていければと思っています。

それと2点目の歳出の部分で、ニセコミライの関係で、北海道の補助がつかなかったらどうなんだということなんですけど、北海道の補助がつかないとしても、ニセコ町としては北海道の補助の部分差し引いた部分の2分の1の補助、2,154万円を補助しようという考えであります。以上です。

○農政課参事（山田浩二君） 高木議員の再質問にお答えいたします。先ほどの森林資源の把握などの調査についてなんですけど、雪森考舎に委託するのかわかりか町でやっていくのかという話だったか

と思います。雪森考舎につきましては今年3月に設立はされましたが、まだ会社の体制づくりですとか、そちらのほうに力を入れていただく考えでありまして、今年につきましては町のほうでこちらの調査をやっていききたいと思っております。

それともう1点、今年実行計画をつくり終えたら、この会計年度任用職員も終わりですかという質問については、森林資源は何千haもありますので、早期に終わればもちろんそこで終わりますが、なんせ量が多いもんですから、状況次第でやってみなければわかりませんので、次年度以降も続く可能性はあるのかなと考えています。以上であります。

○議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○商工観光課長（阿部信幸君） それでは私のほうから、特別旅費の関係とカーシェアについてお答えいたしたいと思っております。お話のとおり1名分の旅費でございますので1人の参加です。言葉につきましては、英語のできる職員が行く予定をしております。通訳等の必要はないかなと思っております。戻りましたら、学んできたこと見聞したことを町の事業に反映できるようにしてまいりたいと思っております。

それからカーシェアにつきましては、おっしゃるとおりスマホを使えるということが前提でございますけれども、使い方につきましてもいろんなチャンネルで周知を図っていききたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 補足させていただきたいと思っております。デロイトトーマツからの派遣につきましては、私のほうから何とか1人派遣してほしい、可能だったら2人ということをお願いをしました。私ども、地方創生のときにいろいろなコンサルタントや会計事務所とつきあいがありますが、非常に分析能力・統計能力が高く、地方創生の基礎数値的に分析したときは本当にいい仕事で、こういうところの社員が私どものところで働くことによって、マネジメント能力の向上っていうのは相当期待できるのではないかと思います。それとご承知のとおり、最近国のほうがどんどんいろいろな事業を急速展開している中で手を挙げさせていただいて、挑戦している仕事はいっぱいありまして、今までの体制だけだったら職員自体がオーバーフローというような状況になると思います。働き方改革を含めて、こういった他の民間の知恵を入れることによって、ニセコ全体の組織の質を上げたいというのが基本的な考え方でございます。

それと、カーシェアにつきましては、カーシェアがそもそも使われるのかと一般的に言われるけど、将来的には一家に何台もあって使われない車がたくさんある時代から、やはりシェアする時代に移っていく、地球環境負荷をできるだけ低減させるまちにしたいということなんですけど、都会を見ると結構使われていて、若い方も使ってるんですけど、ニセコ町内で一般の町民の皆さんが使われるのかということを知りたいのです。観光客の皆さんとかどんな状況で使われるのか、そしてそもそも需要があるのかということの初期の調査をしたいということで、今回やらせていただきたいと思っております。それと私どもの公用車いっぱいありますけど、その日によってはほとんど使われてないときもありますし、土日もあります。そうすると、今のような公用車の台数をそもそも自治体が確保していく必要があるのかと。逆にこういうシェアカーみたいなものができて、例えばそれが町民と共同で役場

職員も使う、住民もあいてるとき使うということができれば、町全体の車の数を将来抑えていける可能性もあるのではないかとか、そういった様々な観点から一回やってみたいということで、今回の予算を提案させていただいております。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） カーシェアのことですが、こういう事例があるということで紹介したいんですけど、町自体、自治体自身が土曜日曜日に、公用車を町民に無料でカーシェアで貸出しているという町もあるようです。ですから、いろんな形態で可能かと思ひますので、実証実験はしっかりやっていただきたいと思ひます。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 当初予算がスタートしたばかりだと思ひてたんですけども、6月議会で補正が出てきているということで、象徴的な2点について当初予算に組み込めなかったのか、なぜ補正で出てきたのかという経緯をご説明いただきたいと思ひております。1つ目が16ページの先ほど来から出ております地域振興型再生可能エネルギー事業補助金。金額が大きいのもそうなんですけども、一般財源の持ち出しがあるのでこれって結構長い期間準備されてきたのかなと思ひております。

それから、もう1つが19ページの道路維持費の12節委託料と14節工事請負費、この辺も一般財源からの支出が多くなってるんですけども、先ほど申し上げたように補正で出てきた経緯について教えてください。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 1つ目の質問についてお答えしたいと思ひます。ニセコミライのほうで細かい設計含めて、その辺が固まっていなかったということで、3月の議会までに数字的なものをお示しできなかったっていうのが一つと、脱炭素の補助が漏れてしまったということがあり、その補助をどうするかっていう動きもあって、今に至ったということでご理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 8款土木費の委託料と工事費についてなんですが、こちらは無電柱化事業です。補助金の要望が前年度の10月中旬になっておりまして、実際に交付が決定するのが今年度の4月1日か2日ぐらいになるものですから、金額が大きく当初のどれぐらいの金額がつくかも全く予想がつかなかったものですから、当初予算には盛り込んではいなかった状況ではあります。以上です。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） まずそれは、例えば補助金が出る出ないでも、先ほど来から必要な事業だとされているのであれば、やるというご答弁があったと思うんですけども、それであれば細かい額が決定しなくてもあげとくべきなのかなと思ひるのは、ちょっと考え方の違いかもしれないですけども、例えば土木費に入ってたんですけど、これなんかは当初予算から額的に10%以上の補正がかかっているという、割と大きな変更かなという気がしてしまうんですけども、ご答弁からするとそんなもんなのかなという感じはしてあります。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 榊原議員のおっしゃること、よくわかります。予算についてはご承知のとおり、1月に基本的閉めます。印刷とかいろいろな作業をやるんですけど、1月以降にある程度見えてきたことって実はいっぱいあるんですよ。過去の話をするとし訳ないですけど、過去はこういう町は当初予算主義といいまして、1月に締めてよほどの緊急事態がない限りは翌年度に送ろうという主義なんです。だから1年寝かしちゃうんですよ。そういうことをやってる町は、失礼ながらほとんどまちづくりが進んでいないと私は思っています、やはり今すぐやるべきことってあるんですよ。私が役場に入ったとき、5月か6月に新たな課題が出ました。それを来年の当初予算に盛り込むんですよ。ですから実際には補正予算ってあんまりないんです。だけど住民の暮らしを考えれば、今すぐやれることだったら今すぐ300万とか何千万か予算組んでやったらいいと思うんですよ。そこは今変えていますので、先送りすることだけはやらないということを職員にも日頃から言っていますので、今回予算規模が少し大きくなりましたけど、できるだけまちづくりっていうのは、1年遅らせて寝かしておく、来年だよねということはもうやめようということにしておりますので、その辺ぜひともご理解賜ればありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 町長のおっしゃることよく分かるし、賛同させていただくんですけども、例えばニセコミライのあそこの地区であれば、事業計画ってある程度出てるわけであって、財源の確保ができてなくても支出のほうはある程度分かってるんじゃないかと思うんですよ。ですから、予算としてパンッと出すのか分からないですけども、事業計画の時点である程度諮っていただくことがあってもいいのかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 16ページで先ほど来同僚議員がいくつかの質問をした件でございますが、地域振興型再生可能エネルギー、事業補助、多少事務的なお話になりますけども質問をさせていただきます。説明の中では道2分の1、町2分の1の事業だということですが、いわゆる事業主体であるニセコミライの持ち出しは全くないのかということと、町2分の1とした根拠をお教えいただきたい。

それから、この先のことなんですけども、いわゆる発電をして消費をすれば、そこに住まわれる方にとっては電気料金がその分安く済んでいくといったことで、今回の投資額をどこで回収するのかというような考え方はないのかどうかというあたりについてお教えをいただきたいと思えます。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 篠原議員の質問にお答えします。1点目のニセコミライの持ち出しの部分については、町が2分の1、いま補助している2,154万円に相当する部分が、ニセコミライも同じように持ち出しになるということになります。それと全体額が7,898万円という金額になってます。そのうち北海道の補助の部分が3,590万円、町の補助が2,154万円という形で、ニセコミライと同じく2,154万円となります。内訳はそういうことです。

2点目は2分の1の補助の根拠ですね。根拠につきましては、ニセコミライの補助の規定が明確にある

わけではなかったんですが、北海道が行っている2分の1という補助の額に合わせた形で今回見ました。3点目の発電の関係が電気料としてどうなって、それがどう回収されるかということについてなんですが、なかなかちょっと難しい話でありまして、電気料の割合というよりもその設備を投入したことによって、それがどう回収されるかっていうことですか、それとも電気料がどうかっていうところですか。

(何事か声あり)

どこで投資額を回収するのかですね。投資額の回収については、私も今ぱっと頭には浮かびませんが、今回ニセコミライをやる目的としては、将来ニセコ町のために、例えば公共施設や集合住宅も含め、ホテルも含め、そういうことに発展するという社会実験的なことがまず一つの理由として、今回ニセコまちに町が支援をして補助をするという形なので、具体的にその部分の投資がどういうふうに戻されるかというのは、これからこの実証実験という形でいくので、どこかで今回整備したことによって、後ほどお示しするような形をとっていきたいと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 2,154万円の町の負担分について、例えば今回のこの事業の補助要綱の中で定めて、ニセコ町としての意思決定をしますよというものがあれば、お知らせいただきたいと思えますし、もう一方では、先ほど来からモデル事業的な扱いというようなニュアンスでの説明があったんですけども、今回のこの事業団にとどまらず、他の事業に対しても同様な考え方を持って補助し、ニセコ町としてその普及していこうという意思があるかどうか、その点について再度お伺いします。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 篠原議員の再質問にお答えします。なかなか難しいお話ですみません、私もちょっと勉強不足の部分が多少ありまして、本当に申し訳ありません。うまく回答できるかどうかというところは申し訳ありませんが、今回この補助について、今後も同じようにしていくのかというところについては、一概に全てそうするという話にもならないかなと私は思います。やはり財源的なこともあるので、補助にするかどうかというのは今後いろいろと検討していきたいと思っています。ただ今回は、このモデル事業に対して実証実験的にやっていただくというのがまず第一の目的であって、それについて町として支援をしてその結果を踏まえて、全体的にこういうことをやることについても補助をしていくかどうかは、今後いろいろ財政面も含めて検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうから少しつけ足しでお話をさせていただきたいと思えます。今回の事業に限らずということなんですが、例えば今回の事業については、その改修部分につきましてはカーポートという形で駐車場にもなりますので、駐車場の使用料金ということで全て回収することは全然無理ですけれども、その駐車場の使用料金、それからそこでの電気自動車の充電費用というようなところで、ある程度回収していくことは考えられるということです。それから、今回の事業に対しまして、これまで何度かお話をさせていただいておりますが、ニセコ町で2050年までにCO₂の削減を100%、要するにCO₂ゼロという形にしていくということが緊急の課題としてやらなければ

ならないことだという中で、まずは家庭といいますか、建物から出るCO₂がニセコ町は大体70%よりアップで建物由来でCO₂が出てると。この建物に切り込んでいかなければCO₂が減らない。であるならば、まずは建物の高気密・高断熱化を狙っていきましょうと。そのために条例をつくって、建物の燃費性能を建てる前にちゃんと計算をして、その燃費性能をニセコ町に届出をするというような取組をさせていただく。それを呼び水にして、高気密・高断熱の家が進んでいくということです。これは長野でも既に進んでいますし、ニセコでもやりますというお話をさせていただきました。この条例がまだ上程されておりませんが、このような形で実施をしていくということです。しかし、同時に高気密・高断熱というのは、やはりイニシャルコストは普通の家を建てるよりもかかるということです。それが20年30年50年進む中で回収できますという理屈なんですけど、ただ今般のこの材料費等の値上げということで、一般の方々、例えば若いご夫婦が一軒家を建てるということがなかなか厳しい状況になってきたということもあります。それらのところで、例えば今回のカーポートと車の利用というところについては、賃貸の家に住んでいてもカーシェアやカーポートを活用して、エネルギーを創出する中で経済的な回し方ができないだろうかというようなことの実験も含んでいるということで、これはまだ全然確定してはるものでありませんけれども、できれば宿泊税導入においてそれを支援するということができるのであればよろしいですけども、これはまだ決まってませんので、まずは環境省の加速化交付金というものがございまして、5年間で最大15億円というものがありますので、家の高気密・高断熱を進めることプラスこういう支援のお金を使いながら、太陽光の活用ですとか、また場合によっては風力の活用ですとか、そういうものに横展開していきたいと。今回については、大まかにはそういうような考え方の中のまず一目の呼び水というような意味合いで位置づけているものでございます。あわせて、ちょっとくどくて申し訳ありませんが、この今回のソーラーカーポートの補助は、現在もう既につくっておりますニセコ町の太陽光等の推進のための条例という中に、「地域づくりに資すると認める事業については支援する」ということの条項がございまして、それを基にして今回の補助になっているということでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 私から1点だけ。今後ニセコまちの様々な事業に、どんな対応体制や支援で臨むのかというような趣旨かと思っておりますけど、一応ニセコ町としてはSDGsの推進、それから脱炭素社会を進める第2役場と私は位置づけておりますので、できる限り最大限の支援をして、何とかゼロカーボンフリーの地球環境にやさしい社会をつくりたいと考えておりますので、引き続きしっかり応援をして、何とかモデル的に動かしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。前原議員。

○5番（前原孝植君） 先ほどから質問が入ってる16ページの環境対策費と19ページの道路交通維持費ともに、ニセコまちに対して財源が使われてるんですけども、僕も今期から議員となつてあれなんですけども、議員からこれだけ質問が出る中、不安な点や疑問点をあげますと、今までこのニセコまちに町が応援という形でかなりの財源が使われてると思うんです。しかし、どれぐらいの財源が使われており、かつ今後どれぐらい財源が使われるのかが分からないととても不安なんです。もう金額

が金額ですので、今回この環境対策費に関してはソーラーパネルを使うっていうこともありますし、ニセコまち自体も株式会社というものなので、その株式会社の従業員さんたちが自身で利益を上げていかなきゃいけないっていうこともあると思います。その売上げの中にあまりにもニセコ町の財源並びに国税が使われているというところが問題になっているのではないかと思います。ですので、これ法律的に可能なのかどうか分からないんですけども、ニセコ町自体がニセコまちの株主であるのであれば、株主としてニセコまちに財源をお渡しするのではなくて、貸付けることは可能なんですかね。なぜかといいますと貸付ければ返ってくるので。何かそれは延滞金とか、そういったものの回収も可能なので、例えば2,000万3,000万5,000万分からないんですけども、貸付ければそれに対して年間の何%かというのを貸付けで、歳入として入ることも可能なんんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。そうすれば、財源も少しだけ軽減できるかなと思っております。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） ニセコまちとの関係だけ整理しますと、今人口400人から450人ぐらいあそこに住んでもらうような形の住宅街をつくりたいと。今ニセコ町の課題は住宅不足で、これまでのように公営住宅を整備すると、今400戸あるんですけど維持費だけで大体3,500万からそれ以上持ち出しするわけです、ずっと。福祉住宅で所得に応じた家賃なので、維持費を賄えないような状況が出てきます。そうすると、もう私どもの町としては400は限界だということで、一部少しミスマッチ住宅をつくりますが、住宅政策を何とかしなければならぬ。ところが民間にもこれまで過去10年以上お願いをしてきましたが、建てていただいたことには感謝してますけど、やはり相当高く普通の皆さんが入れるような集合住宅ではない。普通って言ったら失礼ですけど、なかなか高額の家賃になっている。それをできるだけ安価に住宅整備をしたい。しかし、今でも持ち出し多い中で町がやると、財政負担がどんどん増えていくということを考えると、民間の会社にやっていただくのがいい。それも利益を最大化するのではなく、社会貢献を最大化する会社が必要だということで、株主配当を最大化するような会社ではなく、株式会社で社会貢献を軸足を置いた会社をつくる必要があるということで、今回つくらせていただきました。一般的に一人に対して、その住んでいる地域に115万円の経済効果があると言われております。それから、私ども今5,000人ぐらいの町で、地方交付税上は一人当たり、単純に割り返すと35万円ぐらいが見られているということで、一人がそこに住むことによる経済効果って当然大きいわけです。それで今いろんな町が住宅を建てれば何百万円出すとか、無償で土地を提供しますとかと言って、少しでも人口を増やそうということで努力をされています。ニセコまちに対しては新たな住宅を整備していただくので、基盤整備は全て町がやりますということのお約束をして動いています。したがって道路や防火水槽、今後街路灯、それから電線地中化、こういう基盤整備は、当然リターンとして町に返ってくるものでありますのでやりますと。それ以外でも、脱炭素化に資するものについては、最大の応援をしますということで進めております。計画全体が今動いているところですので、全体でのものはまだできていませんが、工区ごとにできた段階で皆さんにオープンにし、町としても進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○5番（前原孝植君） ありがとうございます。先ほど発言された中で、社会的にという言葉があったんですけども、であればこの会社をなぜ株式会社にしたのか、利益を追求するのであれば株式会

社であり、社会貢献等々に重きを置くのであれば公益にすべきだと思うんですけども、その1点だけご説明をお願いします。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） ニセコ町はこれまでニセコリゾート観光協会をつくりました。このときも前原議員がおっしゃったような議論がありまして、社団法人とか公益財団、財団法人いっぱいあるんですけど、その中でなぜ株式を選んだかという、株式のほうが一番責任が取りやすくて明確だと。町が一定程度出していますので、町民一人ひとりが株主と同じだという理解をし、株主配当をメインにする会社ではありません。リゾート観光協会は社会貢献をメインにして、観光を振興しようということに軸足を置いてつくった会社なんです。それで1株5万円ということで進めました。このときもいっぱい議論あって、最初町民出資100%にしようっていう話もあったんですが、そうするとイメージとしては株式会社が利益ばかり追求したら強いところは生き残るけど、弱いところにはいわゆる相互扶助的な要素がなくなるんじゃないのっていう懸念の声もいっぱいありまして、そういう面で町が少し出しましょうということで結果的には2分の1当時出しましたけど、そのような議論がありました。今回リゾート観光協会も株主配当主体指定はないと思いますけど、余裕があれば株主配当します。多分5万円出された方も、利益いっぱいあげて返してよこせという意味で株を買っている人はほとんどいないと私は思っていますけれども。今回の会社も公益財団とか財団にしていくと、正直言って見てお分かりのとおり見えませんよね。今、国やいろんなところに財団あります。やはりその部分しか見えてこないです。そういう面では株主のほうがオープンで開かれる形になる。そこで責任も明確になっていくということで、うちはきらっとニセコもそうでありますし、リゾート観光協会、そして今回の雪森考社も株式という形で進めさせていただいている状況でございます。よろしくご願いたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第19号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10、議案第 20 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 10、議案第 20 号 和解及び損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、第 4 回ニセコ町議会定例会、議案追加という議案をご用意いただきしたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第 10、議案第 20 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

議案第 20 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

車両損害事故による損害賠償について、下記の損害賠償額により被害者と和解したので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議決を求める。

記

1、損害賠償の相手方 住所 札幌市、氏名、ここは個人名でございまして個人情報保護法により非開示とさせていただきます。

2、事故の概要 令和 5 年 5 月 9 日、午後 0 時 45 分頃、札幌市中央区南 8 条西 10 丁目 1035 の 23 に駐車していた相手方の所有する自動車について、商工観光課職員が運転した公用車が運転ミスにより接触したことにより、車両の一部を損害したものでございます。

3、損害賠償の額 金 119 万 858 円。（修理費用及び代車料の 10 割）ということでございます。

令和 5 年 6 月 14 日提出、ニセコ町長 片山健也。

当該案件は会議に向かう途中で、昼食をとるために立ち寄った店舗の駐車場での事故ということでありました。なお、このたびの損害賠償金の補正につきましては、50 万円以下であるということから、この議決の後専決処分をさせていただいて対応し、次回議会の際に改めてご報告をさせていただくというような予定をしております。なお、損害賠償金として支払う金額は、本町が加盟する全国自治協会から自動車共済金として収入をいたすという予定でございます。

議案の第 20 号については以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第 20 号 和解及び損害賠償の額を定めることについての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なしの声あり」）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なしの声あり」)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 20 号 和解及び損害賠償の額を定めることについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なしの声あり」)

ご御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議員派遣の件について

○議長(青羽雄士君) 日程第 11、議員派遣の件についての件を議題とします。お諮りします。議員派遣の件はお手元に配付したとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第 12 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(青羽雄士君) 日程第 12、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長よりお手元に配付したとおり、会議規則第 74 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議」なし)の声あり

御ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(青羽雄士君) 以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて令和 5 年第 4 回ニセコ町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 17 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 高 木 直 良 (原本自署)

署 名 議 員 榊 原 龍 弥 (原本自署)